平成 25 年 4 月 15 日発行 年 4 回（1・4・7・10 月）15 日発行 昭和 35 年 4 月 25 日 第 3 種郵便物許可 第 593 号

東京土地家屋調査士会報

とうきょう

2013 春号 No.593

巻頭記事
視点を変えて

特別企画
座談会（後半）
～将来の土地家屋調査士像を模索する～

連載企画
1. 土地家屋調査士のかけはし
～北国の土地家屋調査士～
2. 各会における ADR に関する取り組み
～静岡会境界紛争解決センターが目指す「空間」～
3. 連載 新人刑事弁護士三崎 薫の奮闘記
～第1話 逮捕から勾留まで～

会員のひろば

会のうごき

各部からのお知らせ

東京土地家屋調査士会

2013
春号
No.593

土地家屋調査士倫理綱領

1．使命
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2．公正
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3．研鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

撮影者：國吉健司
紹介者：台東支部　國吉正和会員

今号の表紙

2013年３月17日に浅草寺で開催された本尊示現会の様子です。
「示現（じげん）」とは、神仏が人々を救うために様々な姿でこの世に現れることを意味します。浅草寺の示現会が行われる３月18日は、ご本尊である聖観世音菩薩（しょうかんぜおんぼさつ）様が推古天皇36年（628年）３月18日に示現されたことに由来しているそうです。

Contents

1. 巻頭記事

視点を変えて　事業部担当 副会長　菊池　千春 …… 02

2. 特別企画

特別企画「座談会～将来の土地家屋調査士像を模索する～」(後半) …… 04

3. 連載企画

(1)土地家屋調査士のかけはし～北国の土地家屋調査士～　旭川土地家屋調査士会　梅野　新 …… 11

(2)各会におけるADRに関する取り組み～静岡会境界紛争解決センターが目指す「空間」～
静岡境界紛争解決センター　センター長　宮澤　正規 …… 13

(3)連載　新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記～第1話　逮捕から勾留まで～　弁護士(東京弁護士会)　氏家　宏海 …… 14

4. 会員のひろば

(1)足立・大田・八王子各支部会報協力員 …… 16

(2)会報編集委員の読書感想＆オススメ図書　会報編集委員会 委員　好村　郁子 …… 21

5. 会のうごき

(1)新春交礼会 …… 22

(2)登録証交付式 …… 23

(3)入退会者情報 …… 24

(4)会館建設に係わる借入金の完済について …… 26

6. 各部からのお知らせ

(1)第75回定時総会の開催について〔総務部〕 …… 27

(2)日本土地家屋調査士会連合会共済会「団体定期保険」の廃止について〔総務部〕 …… 28

(3)会費の自動振替口座の残高確認について〔財務部〕 …… 30

(4)土地家屋調査士CPDの公開について〔研修部〕 …… 31

(5)「資格者のための筆界特定申請書の作成手引(筆界特定申請のガイドライン)」の一部訂正について〔事業部〕 …… 35

(6)東京土地家屋調査士会会報「とうきょう」表紙画像の募集 …… 37

7. その他通知等

(1)戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法について …… 38

(2)実地調査結果に基づく不動産登記規則第93条調査報告情報の補正について …… 41

(3)東京特別区の都税事務所が保存する固定資産課税台帳(土地・家屋)の廃棄について …… 42

(4)不動産登記規則の一部改正について …… 44

8. 編集後記

会報編集委員会 委員長　小野　均 …… 45

9. その他

(1)常設「支部無料相談実施箇所」一覧表 …… 47

(2)用紙購入申込書 …… 48

巻頭記事

視点を変えて

東京土地家屋調査士会事業部担当 副会長 菊池千春

土地家屋調査士は、依頼に応ずる義務があるが故報酬は公共料金に準ずるものと思っていたが、平成14年の土地家屋調査士法一部改正の中で、報酬に関する事項が削除された。これは私にとって大きなショックであった。

表示に関する登記の手続きは、権利に関する登記の手続きの前提として、権利の客体を適格に登記簿上に公示することによって国民がもつ権利の明確化に寄与することを目的としており、これに関与する土地家屋調査士の業務は極めて「公共性の高いもの」である、との自負が、脆くもこの法改正で喪失した。そんなとき、平成16年１月17日に神戸市で「全国まちづくり専門家フォーラム」を開催すると、そのフォーラム実行委員会から東京土地家屋調査士会（以下、「東京会」という。）宛てに知らせがあった。

このフォーラムは、①災害復興あるいは防災対策について問題意識を持つ専門家が一同に会すること、②震災の経験について共通の認識を持つこと、③復興の現場を直視して復興のまちづくりの過程を肌で知ること、④今後の専門家連携のあり方について真剣に語り合うこと、が目的であった。

私にとって、これらの事柄に対応することは未経験であったが、出席した方々からの意見を新鮮に感じ感動したことを、今でも覚えている。

平成７年１月17日に発生した「阪神・淡路大震災」の被災現場の視察を兼ねていたので、同フォーラム参加者とともに現地に赴いた。そこでは被災住民から直接話を聞くことができ、阪神・淡路大震災の被災者でもあった土地家屋調査士自身も関わりながら、広域被災地における細街路整備や境界確定等によるまちづくり支援をしたことで、生活の再建が可能となった、とのことであった。その言葉から、土地家屋調査士が現地の住民の方々等に信頼されていることを知った。

私は、土地家屋調査士の業務がこのようなまちづくりに役立つことをそれまで知らなかった自身の不勉強さに、大いに反省した。

あの阪神・淡路大震災によって街が壊された状況を視察し、現地の住民や市役所の職員、そして専門士業の人たちから様々な意見を聞き、現地の復旧・復興した状況を見て、私は「東京でも専門家士業の輪を創ろう。そしてそれが土地家屋調査士の制度の充実と発展に繋がる」と確信し、東京へ帰った。

その後、私は、公共性がある業として認めてもらうには、先ず自ら社会に貢献する活動に取り組むべきであると考え、区市町村の行政機関が地域住民と協力して行う「地域協働復興模擬訓練」や区市町村の都市復興担当職員を対象とした「都市復興模擬訓練」等に参加しては、土地家屋調査士ができる震災後の復旧・復興のための支援業務について説明し、行政職員と地域住民の皆さんに理解いただけるよう努め、足立区や葛飾区を筆頭に相当な数の地域に出向いた。

その間、阪神・淡路まちづくり支援機構と同じような、専門家が連携して支援活動する組織を東京に創立すべく、一人行動し始め、「全国まちづくり専門家フォーラム」の開催終了から間もなくの平成16年11月30日、ついに東京に「災害復興まちづくり支援機構」（以下、「支援機構」という。）が設立された。当然、我が東京会も正会員14団体の一員となった（現在の正会員は17団体で構成されている。）。

私は、平成16年頃、運営委員の一人として同支援機構の運営に携わっていたが、平成20年の同支援機構総会において代表委員の一人に選ばれた。それ以降発生した特に大きな地震は、「新潟県中越地震」（平成16年）、「新潟県中越沖地震」（平成19年）、「岩手・宮城内陸地震」（平成20年）、そして「東日本大震災」（平成23年）であるが、このうち東日本大震災については、太平洋沿岸部への巨大津波と福島第一原子力発電所の事故が加わった、戦後最悪の震災であることは皆さんご承知であろう。

支援機構は、新潟県中越沖地震が発生したとき、現地視察を行い、地元の専門士業の連携による被災者合同相談会に加わるなどの支援活動行った。また、東日本大震災においては、岩手県大船渡市碁石地区等でのまちづくり復興支援活動

を、現在も継続して行っている。

それから平成12年に発生した新島・神津島・三宅島近海での地震、その後の三宅島での火山噴火後の影響は、今日においても噴火前の状態に復旧できておらず、約1,000名の三宅島住民が帰島できていない状態である。東日本大震災でも、被災者がふるさとを離れ、各地に避難しているが、時間が経てば経つほど、「仮の住まいのつもり」が「終の棲家」となってしまい、いずれ三宅島と同じ現象となることが想像できる。そして多大な災害があったことは、徐々に都民(国民)からも忘れられてしまうのではないだろうか。

支援機構は、三宅島専用の小委員会を設け、2年前から三宅島に趣き、現地視察だけでなく、商工会等の意見交換を行い、在京島民との交流、そして植林活動の手伝いを行っている。この活動はまだ始まったばかりであるが、今年度はより活動を拡充させるべく、その小委員会を格上げして、各構成団体から構成員を募集する予定である。

また、東京会では、災害時の支援協力に関する対応を検討しているところである。平常時だけでなく、災害が発生したときの相談や行政機関等から復興支援等の協力依頼を受けた場合に対応できるような体制が将来できたらと思っている。会員の諸兄諸姉にプロボノ活動の一環としてこの方針にご理解いただき、一人一人が意識的に活動できることで制度の充実と発展に繋がるものと確信している。土地家屋調査士として培った知識や経験、そのノウハウを活かし、社会貢献活動をすることで、新たなものが見えてくると思う。同じ志を持って行動していただくことを、切に願っている。

さて、末筆に私ごととなりますが、平成24年11月30日の支援機構第9期定時総会においきまして、2期4年間務めた代表委員を退き、新たな代表委員へとバトンタッチすることができ、安堵しているところです。今後は、支援機構事務局員の立場で活動に携わっていくことになりますが、東京会の理解と支援があったこそその職務を全うできたものと思っており、紙面を借りて感謝申し上げ、ここで筆を置きます。

特別企画

座談会
「将来の土地家屋調査士像を模索する」(後半)

去る平成24年9月19日(水)に、本会会館において「将来の土地家屋調査士像を模索する」をテーマとして、座談会が開催されました。

出席いただいた方々は、開業して数年目の方をはじめ、40年近い業務歴をお持ちの方やADR認定調査士として業務に従事されている方、他士業と兼業という形で土地家屋調査士業務に励まれている方など、さまざまです。

この座談会では、そのような多様な視点から忌憚ない意見をいただくべく開催されました。

その様子を、本誌新春号と春号の2回に分けてご報告いたします。

出席者：遠山昭雄(文京支部)・大瀧善雄(台東支部)・細井斉明(江戸川支部)・神村浩(豊島支部)・五本木隆行(豊島支部)・渡見文雄(武蔵野支部)各会員　※支部順、五十音順
進　行：会報編集委員会　小野均委員長
(補佐：同委員会　石瀬正毅委員)

<座談会の前半が掲載されていた新春号からの続きとなります。>

5．兼業者の立場から見た土地家屋調査士の魅力等について

小野　土地家屋調査士業と他士業を兼業されている方は、他士業と比較して土地家屋調査士の魅力や期待することは何かありますか。まずは、行政書士、司法書士、土地家屋調査士の3つを兼業している五本木さん、お願いします。

五本木　休憩時間の雑談でも出ていましたが、まずは司法書士と土地家屋調査士の方を検討させていただきます。いわゆる不動産登記は、土地家屋調査士の表示に関する登記、司法書士の権利に関する登記、その2つの内容をもって接している形になっていますので、仕事として何かしら関わってくる場合があります。私たちの年度で司法書士に合格して、なおかつ、土地家屋調査士を目指した人は、割と数が多かったのですが、試験の傾向が違っているので、資格が取得できていないケースが多いです。私の知る限り10人もいなかったと思います。そのため、他の司法書士さんからの質問はかなり多いです。皮肉な言い方になるのですが、兼業している立場から言えるのは、土地家屋調査士自体が少ないのでかなり重宝がられている、ということです。俗に「ワンストップサービス」という言葉がありますが、兼業していると、その士業を経由して仕事が回って来ることがあります。また、兼業者ということで、同一士業者との差別を図れていると考えています。

小野　神村さんはいかがでしょうか。

神村　私は行政書士と土地家屋調査士を兼業していますが、違いを感じている部分については、土地家屋調査士の方は仲間意識があると思います。行政書士の場合ですと、仕事を取り合うということがあり、仲間意識は薄いのかもしれません。

また、私は土地家屋調査士業務としては土地の測量をメインとしていますが、行政書士と比べて土地家屋調査士の方が良いと感じるのは、1件あたりの単価が高いということだと思います。行政書士の場合は、司法書士や弁護士と業務範囲がバッティングするような仕事が多いのですが、土地家屋調査士の場合は、そういうバッティングが少ないと思います。あとは五本木先生が言っていたとおり、兼業していることによって、付随業務が発生したり、兼業している方の紹介で仕事の依頼があったりするということが1つのメリットなのかなと思います。

6．土地家屋調査士制度に関する広報について

小野　次に、今回のテーマのひとつである「土地家屋調査士制度をもっと社会に周知する方法」についてお話をお聞きしたいと思います。

今、本会では、中学校での出前授業をはじめ、各支部での無料相談会や広報活動等を通じて、国民の皆さんに土地家屋調査士制度をアピールしています。また、本会事業部では、平成24年の10月から半年間、FM NACK 5 でラジオCMを放送する予定です（※注：本号発刊時には放送が終了しております。）。さらに、平成25年度からは、明治大学と東洋大学で寄付講座の実施の準備する予定でもあり、現在本会研修部ではその準備を進めています。

また、神奈川会では、人通りが多く目立つ場所に掲示板を置いてポスターを貼るなど、市民の目に触れるような形で広報を行っています。

そこで、土地家屋調査士をもっと社会に周知させる方法はないか、土地家屋調査士の資格取得を目指す人を増やす方法はないかなど、皆さんからご意見を伺いたいと思います。遠山先生いかがでしょうか。

遠山　私は土地家屋調査士が減少していることを大変残念に思っています。私が受験した頃は、受験者が１万５千人以上いて、正確には覚えていませんが合格者は600～700名くらいだったと思います。

受験者を増やすには、土地家屋調査士が頑張っているところを見せる必要があると思います。若い人にアピールできる宣伝文句は十分でしょうか。土地家屋調査士業務の内容について分からない人が多いのではないでしょうか。土地家屋調査士の仕事を強烈にアピールできるように、キャッチフレーズを掲げて、パっと見た時に「ああ、『土地家屋調査士』ってこんな仕事をしているんだ」と分かってもらえるようにしたいです。実際、土地家屋調査士がいなければ、土地や建物を正確に測量して登記することができず、不動産取引や金融取引は大混乱となります。そのような基本的かつ重要な仕事を土地家屋調査士が行っているということ、土地家屋調査士が境界確定を行うことで境界紛争を防いでいること、われわれ土地家屋調査士は、国民の財産を守り、円滑な経済社会に大きく貢献していることをアピールポイントとして積極的に広報活動することが大事だと思います。また、筆界特定の分野でも土地家屋調査士が活躍しています。土地家屋調査士が筆界特定申請の代理人として、そして一部の土地家屋調査士は筆界調査委員として、国民のために貢献しています。さらに、土地をまとめ合理的で健全な「都市機能を再生する再開発事業」や、老朽化した「マンション建替え事業」、「土地区画整理事業」、震災復興の分野等で、土地家屋調査士が町づくりに活躍していることを、若い人に知ってもらいたいですね。そうすれば、受験者が増加する可能性があるのではないかと思います。具体的な方法は改めて話し合いが必要になってくると思いますが、測量の専門学校、建築・土木系の大学の学科等に広報活動を展開してみてはどうでしょうか。私が受験した当時は、「受験新報」という司法試験向けの雑誌に土地家屋調査士試験の情報が載っていたので、法学部生も多く受験していました。ところが、おそらく昭和50年の中頃から、受験新報に土地家屋調査士の情報が掲載されなくなり、法学系の人の受験者数も減ってしまいました。

測量の分野は機器の高度化に伴い、測量技術も飛躍的に向上し、それに関連する試験の出題内容についてはだいぶ変わったのですが、法律の部分に関してはそんなに変わっていません。今の土地家屋調査士が行う仕事は、区画整理でも再開発の分野でもたくさん発生しています。「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」にも、土地家屋調査士の仕事は含まれていますが、それに関係する重要な法律の問題が全く出ていないのです。昔から同じように、不動産登記法、土地家屋調査士法、民法などの分野の中で絞った範囲の試験になっています。法学系の人にとっては、他の新たな分野の法律問題があれば、非常に興味を持つのではないかと思います。また、本会で実施している大学生向けの寄附講座は、とても良いことだと思います。学生に対するアピールとして、奨学金の検討はいかがでしょうか。高額な奨学金ではなく、土地家屋調査士を志す方に月々数万円でも助成しましょうという活動も良いのではないでしょうか。もちろん、こういう時代ですので、土地家屋調査士会で、受験者のうち奨学金希望者と面接をして、その受験生が合格すればどこかの事務所の補助者になれる、そういう方法をとれば、きっと若い人たちも安心して受けてくれるのではないかなという気がしています。

それと、国土交通省の出した「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」の51ページに建替え事業の「審査委員の選任」という記載がありますが、そこには『審査委員は、「土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識・経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者（37条）」とされています。建築、まちづくり、権利調整等の技術・経験を有する、例えば一級建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士…』とあります。つまり、不動産鑑定士や土地家屋調査士はこの審査委員になれると書いてあるのです。こういう所にどんどん進出して欲しいと思います。また、土地区画整理の分野でも評価員制度があったと思うのですが、国土交通省が、土地家屋調査士はこういう事ができると、認めているわけです。しかし、残念ながら、あまり周知されていません。そ

の理由として、土地家屋調査士にとって、マンションの建替えの円滑化等に関する法律や土地区画整理法、都市再開発法等を勉強する機会があまりないために、見過ごされているのではないかと思います。このマニュアルにあるように、都市再開発事業で土地家屋調査士が関われる仕事はたくさんあるのです。建物調査、物件調査、測量、分筆、合筆、地積更正、建物滅失登記、区分建物表題登記、マンションの規約共用部の登記など、土地家屋調査士の仕事は多くあります。マンションの建替え事業においても、物件調査、区分建物滅失登記等、土地家屋調査士が関与する部分はたくさんあります。こういった場所で土地家屋調査士が審査委員に加わって意見を主張してそれが通れば、結果として、より土地家屋調査士の地位が上がっていくのではないかと思います。是非、意欲のある若い人に興味を持ってもらい、土地家屋調査士を目指す優秀な受験者が増えるよう皆さんで考えましょう。そういう流れを作りたいですよね。

小野　今後はこれまであまり関わってこなかった事業の中に食い込んで活躍していくことが新たな活路であり、それによって制度広報にも繋がっていくのではないかということですよね。

遠山　土地家屋調査士の仕事は、表示に関する登記だけしかないんだという解釈が広くありますよね。しかし、実際にはそれに付随し、拡張してできることがたくさんあります。それは他の士業の領域を侵食するということではなく、国が土地家屋調査士の持つ技術や知識を活用しようと言っているのですから、先ほどの審査委員のような、土地家屋調査士業務以外の分野でも広く活躍できるということを、本会や日調連が積極的に推進してくれればと思っています。

小野　確かに調査士の業務は、法第 3 条に定められた事務以外を業務として行ってはいけないという解釈ではなく、核となる業務はそこだというのが、第 3 条だと思います。様々な事業をやっていくためにも、われわれ土地家屋調査士は広く関連法等の知識を身に付けていかなければならないということですね。大瀧先生はいかかでしょうか。

大瀧　年々出願者も減っていますし、土地家屋調査士の業務についてはアピールしていかなければならないと思いますが、入社した事務所で土地家屋調査士の働いている姿を見て「あぁ、これはちょっとな」と考えてしまう人も多いのではないでしょうか。いくら、今の時代がデジタル世界だからと言っても、土地の測量に関する部分ではアナログ的で肉体労働的な業務はありますし、93条調査報告書を書くのも楽ではありません。ですから、若い人たちが減っていかないようにするには、「土地家屋調査士はこういう大変な仕事をするんだ」という事実をしっかりと伝えないといけないような気がします。

五本木　先日、豊島の司法書士と土地家屋調査士で、合同会のようなものを開きまして、司法書士の先生方に「土地家屋調査士って興味ない?」と聞いてみましたが、彼らの大部分は、仕事としては興味あるものの、測量の時に使う関数や数字に高いハードルを感じているようです。豊島区で開催した無料相談会でも、建築士の先生にお話を伺ったのですが、今度は司法書士とは逆で、法律の論理的な分野に難しさを感じる先生が多いようでした。土地家屋調査士の仕事は法律的な部分を持ちつつ、数字について忠実でなければならない。遠山先生がおっしゃるように、受験新報での広報などを行いながら、数字などの建築系に対しては、法律的な分野での土地家屋調査士業務を紹介していく。そういったことをひとつひとつ確実に積み重ねていくのが必要だと思います。また、受験者の関係では、私も下積み時代にそういう話をよく聞いたのですが、もともと兼業をするつもりで受験する人の割合は高いようですから、他士業との交流を図りつつ、土地家屋調査士の魅力をアピールするために積極的に宣伝活動を行うという努力が、一番受験者数を増やす方法になるのではないかなぁと思います。

あと、話題は少し変わりますが、法律の記載上、業務に関して若干曖昧な部分があると思います。例えば、境界確認書の作成は一体誰がやるのかという話になった場合、弁護士はもちろんのこと、事実関係書類ですから行政書士も作成できるでしょう。では、土地家屋調査士はどうやって書類を作成するのでしょうか。そういう部分を明確にする法整備への働きかけも必要になってくるのではないかと思います。そうすれば法律に明記された部分だけに限らず、拡大解釈された部分でも、業務が拡充され、知名度も向上するのではないかと思います。

渡見　切り口としては色々あると思いました。土地家屋調査士の仕事はかなり限定的な部分があると思っていたのですが、遠山先生のお話を聞いて「あっ、そういう業務の広げ方もあるんだ」と気付かされました。私は法学部の政治学科出身で、数学に対してかなりアレルギーのあった人間でしたので、測量等で数字を扱うのに苦手意識はあったのですが、何とか資格を取ることが出来ました。土地家屋調査士の仕事自体が数字を使うので「入り口」のところで敬遠してしまう文系の人もいると思います。そういう所で、測量という技術的な側面と法律家としての側面の両方が、土地家屋調査士にはある。法律家としての側面をもっとアピールできればなと思います。そういった所でADRや筆界特定に関してもっと関与していくのが良いのではないかと感じています。

細井　先程の質問に戻ってしまうのかもしれませんが、土地家屋調査士の認知度に関しては、そもそも広く一般の方々に

知っていただく必要があるのかなぁというのが私の感覚です。というのも、表示に関する登記の９割以上が、我々土地家屋調査士で申請しています。一般の市民の方が「どうしても表示の登記を申請しないと話が先に進まない」「お金を借りられない」という状況になって、土地家屋調査士に仕事を依頼しなければならないという結論が導き出されるように、必然的にわれわれのもとに辿り着くはずだからです。事前に資格を知っておいていただいて損はありませんが、知っていただいているから仕事が増えるのかと考えると、直接的には増えにくいのではないかなと思います。そして、職業の魅力については、やはりこの先も、土地家屋調査士を選ぼうと考えるような人は、この資格で食っていきたいという思いがあるはずです。ということは、この先も土地家屋調査士の仕事はなくならない、少なくとも食べては行けるという部分をアピールして、上手く知ってもらうというのが非常に重要になっていくんじゃないかなと思います。次に、試験に関しては受験者数が減っているということですが、受験生から見て土地家屋調査士の魅力がなくなってきているということと、あとは、２時間半という短い試験時間の中であれだけの問題をこなすことに難しく感じてしまい、諦めてしまう人が多いと思います。土地家屋調査士の試験のやり方は、あれで本当に良いいのでしょうか。僕は、土地家屋調査士は測量家というより法律家だと思っていますから、もう少し試験時間に余裕を持たせて、実際の事例に近い問題として解かせる必要があるのではないかなと受験生の頃から思っていました。土地の図面を書かせる試験問題も良いですが、実際、いまどき土地や建物の図面を手で書く人はいないだろうと思います。それを踏まえると、どういうやり方で図面を書くのか判断させるような試験の方が良いと思います。もちろん、最低限の知識量は必要ですが、机上の勉強が得意な人だけではなく、長い間、土地家屋調査士の補助者としてある程度経験があって実務をこなしてきた人に対しても門戸を広げられるような試験の方がいいと思います。

神村　受験者を増やすという目的で一般の大衆や市民の方々への認知度を上げる方法となれば、分かりやすい例を上げますと、尖閣諸島に東京都が上陸する際に同行した不動産鑑定士が数多くニュース等でテレビに取り上げられました。もしあの場に土地家屋調査士が一緒に行っていれば、ものすごい知名度が上がったと思います。あとは、例えばドラマを作るにしても、AKBとコラボさせれば知名度は上がるかもしれない。私は異業種同士の集まりに参加することがあるのですが、そこではやはりあまり知名度が高い資格ではありませんから、どういう話の掴みをするのかなぁと考えまして、「スカイツリーの施工時には土地家屋調査士も業務上関わっていますよ」と言うと、非常に食いつきは良かったです。ですから、そういうシンボリックなものとのコラボができれば一般市民の方々にもアピールしやすいのではないかなと思います。やはり、行政書士の受験者数が急激に増えたのはテレビドラマの影響であったり、マンガの影響であったりというのが大きな要因だったのは間違いありません。あと、私はインターネットで掲示板を見ることがあるのですが、そこでは土地家屋調査士を目指す人が「土地家屋調査士を目指したいんだけど」というような書き込みをして、実際に土地家屋調査士として業務をこなしている方々がそれにアドバイスをするという掲示板が存在します。しかし、そこには「やめた方がいい」「公務員になったほうがよっぽどいいよ」と書かれています。土地家屋調査士は魅力があり、食べていける仕事なんだと、経験談としてアピールされていれば、ジワジワと受験者数が増えていくのは間違いがないでしょう。しかし、土地家屋調査士の現実はそうではなく、逆になっているということです。

私たち土地家屋調査士の中には、任意で集まって勉強会を開いて新規業務を開拓したり、新規業務の開発をするセクションを作ったり、常に業務の発展をするために活動している会員もいます。私もそうなんですが、確かに決められた枠の中でしか仕事を考えていない土地家屋調査士は多いです。ですから、若手が中心となって勉強会を開き、遠山先生のような方に講師に来ていただいて、その経験を参考にしながら業務の幅を広げていくというのもアリかなという気がしました。

あとは、実現の可能性はちょっと分からないのですが、養成期間のようなものを設けてはどうでしょうか。例えば弁護士であれば、合格後すぐに司法修習という研修期間があります。土地家屋調査士も、試験に合格した後すぐに働きだすのは難しい現状があるので、養成期間のようなものがあれば、若手の人でも、合格後、ある程度安心して業界内に入ってこられるのではないかなと思います。

小野　なるほどと思う意見が多数出ました。確かに細井先生のおっしゃるように、周知されていることと仕事量が増えるというのは、必ずしも比例するものではありません。ただ、周知した上で、興味のある人や志の高い人をいかにして次の世代に送っていくか、優秀な人材を確保するという観点からすると、そういう努力は確かに必要だと思いますし、将来に向けた取り組みは重要になってくるのだろうと思います。

７．近年の土地家屋調査士制度の変遷と土地家屋調査士の理想像について

小野　それでは最後の質問となりましたが、オンライン登記申請や、筆界特定制度、ADRとADR認定調査士など、近年の

土地家屋調査士制度の変遷や皆さんの経験から、もっとこうした制度を周知していったほうがいいのではないのかというご意見、改善すべき点や期待する点などをお聞きしたいと思います。また、土地家屋調査士はこうありたいという願望をお聞きして、今回の座談会を終了したいと思います。まずは神村さんの方からお願いします。

神村　ADR認定調査士については、多くの方々がその認定を受けていると思います。ただ、実際にADRを利用する場面がほとんどありません。それはなぜかというと、ADRでは解決しない可能性があるからだと思います。あとは認知度も低いというケースも多いと思われますので、そこはアピールをしていく必要があるのかなと思いますが、ADRでも解決できるように持っていける法制度にする必要があると思っています。土地家屋調査士の実務をやっていて、非常に立場が弱いなと思うのですが、結局、最終的に立ち会いをお願いしてダメであれば、筆界特定の手続きをとらなければ解決できないのですから、そのあたりの法整備等を固めていけたらと思います。それと、土地家屋調査士という資格で数十年は仕事をしていくつもりですが、資格がなくなってしまうと仕事が出来ません。そうならないために、会員の努力は当然必要ですが、本会の方でも対外的なアピールをしていただけるとありがたいと思います。

細井　何割くらいがオンラインで申請しているのかという統計を見ていないのですが、オンライン登記申請の普及という部分では、私としては紙で出すよりも便利だなぁという感覚があって、登記の確認がインターネットですぐできるので非常に重宝しています。

ADRについてですが、他の士業でも結構取り組まれていますので、広く国民の方にも認知されつつあるだろうと思います。筆界特定制度というのは、一般の方が境界問題で困ったときに初めてわかる制度になっているので、現状のままでも良いと思います。われわれ土地家屋調査士が、土地の境界問題で悩んでいるお客さまに対して提示できるひとつの技として、筆界特定制度を活用できればいいのかなと私は認識しています。また、土地家屋調査士としてこうありたい、という意見についてですが、以前、友人とお酒を飲みながら、土地家屋調査士は公務員になってしまえばいいと飛躍的な話をしていたことがあったのを思い出しました。神村先生もおっしゃっていたように、土地家屋調査士は立場が弱いと言いますか、ハンコひとつの責任は重いけれど、少し権限が弱い部分があるのかなと思っています。公務員になれば、法に守られるかわりにある程度の自由は制限されますが、そのかわり権限を与えてもらえます。隣地所有者に立ち会ってもらえなければ登記官が来て現地調査してくれるわけですが、そこまでを土地家屋調査士ができるというわけです。もちろん責任は重くなってしまいますが、そういうのも面白いというか、ひとつの姿としてはあり得るのではないのかね、という話をしたことがあります。これは飛躍した話ですが、現実的には、経済活動や日常の生活の中で、裏方のように表舞台には出てこないけれど重要な役割をこなしているのですから、しっかり仕事をして、お客さんに信用してもらうという事を続けていければ、土地家屋調査士として仕事が続いていくと思っています。

渡見　土地家屋調査士が社会的に不可欠なものであるか、社会的に貢献しているか、それが生き残れるのかどうかの基準になると思っています。そういった意味では、当然、今までずっとやってきた業務、例えば境界確認をして登記の申請代理人としてやっていくことの他に、ADRや筆界特定制度に関しても関与を深めていければと思います。ADRについては弁護士さんと協力して代理をしなければならないのですが、その辺の状況をもう少し変えられたらと思います。そうした制度は、社会、個人に対するアピールになるものだと思います。あとは、行政に対するアピールとして、公共嘱託協会や地籍調査、14条地図作成業務、現実として難しいことなのかもしれませんが、そういったものに土地家屋調査士としてまとまって関与して社会的な貢献が出来ればなと、個人的には思います。そういった業務に関する知識をどんどん増やしていきたいと思っていますので、本会には、企画研修等をさらに充実させていただくよう期待したいと思います。

五本木　私は土地家屋調査士という仕事に夢を持ちたいです。夢を持つためにどういった事が必要なのか自分なりに考えてみました。まず個々人のチャレンジャースピリッツです。皆さんも、関係する業種の仕事内容を多少は知っていると思います。その知識をさらに充実させて、いかに他業種の方に進めるのか。例えば社会福祉士とか成年後見に関する仕事だとか、それらは各法律でやることが決められているのかと言うとそうではなく、各資格者の経験則や知識が生かされて行われています。ですから、土地家屋調査士界としても、何か参考に出来ないのかと思っています。あとは会に対する要望と言うよりも希望ですが、業界の力が強い士業は会の活動がしっかりしています。言い方は悪いかもしれませんが、各会員が会に依存できる。土地家屋調査士会でも、会の方針として道を定めて欲しいと思います。

あともう一点、研修については、他士業でも結構見受けられますが、業務の知識以外にも、社会人としてどれだけ誠実な人間として活躍していくのか、ADRだったら話を聞いて上手く返すにはどうすればいいのか、一般の会社がよくやっているように、自分はどういう方向に成長していけばいいのか、

そういった部分について研修してもらってもいいのではないかと思います。つまり、同じような考えで同じような生活の人だけでは考え方が偏ってしまうので、いろいろなジャンル、個性を集めて、それが会の発展に繋がっていくような研修を行ってもらいたいと思います。

大瀧　私も大体同じ意見ですけども、ADRについてはADR認定調査士として認定を受けても、現実はなにも変わらないという嘆きの言葉をよく聞きます。ですから、このADRについては、神村先生と同じように法改正が必要なのかなと考えます。

また、筆界特定制度に関しましては、特定までの期間の長さ、申請してから9ヶ月となっていますが、筆界が特定されると、登記簿に「筆界特定」と記載されるので、最初の立ち合いの時にその説明をすると、依頼者が申請を取り下げてしまう事が多いです。オンライン登記申請に関しましては、私も紙での申請よりもオンラインで申請を行っておりますので、これからもずっと続けていきたいです。

土地家屋調査士というものに関して、私は、依頼人から作業を依頼されたものに対し前向きな姿勢で、社会に貢献するという意味で、取り組ませていただいております。依頼者や土地の所有者にはこちらからお願いする立場ですから、むこうの方から「立ち会いは土日にしてほしい」と言われたら土日にするしかありません。皆さんのおっしゃるとおり、土地家屋調査士というのは、そういった意味では立場が弱いのかなと感じる部分がありますが、依頼者に信頼されているのだと信じつつ仕事をしていますので、これからも普段と変わりなくこの仕事を続けていこうと思っております。

また、本会に関しましては、私は4年間、研修委員会という部門に在籍しておりまして、そのような形で研修に関与させていただきました。最初の2年間は新人の会員さんのための測量の実務研修会を行ったり、場所の選定やカリキュラムを立ち上げまして、その次の2年間では、皆さんが今お持ちの調査・測量実施要領の改定を行いまして、本会に来ることによっていろいろな先生方とお話しすることができ、土地家屋調査士という仕事がより分かるようになりましたので、支部からの要望や個人的希望があれば委員会に出向いていただいてもいいのではないかと私は思っています。

遠山　オンライン登記申請の普及について、これはもうほとんどの土地家屋調査士が利用していると思いますが…

小野　全国で4割くらいと聞いています。

遠山　そうですか。私の所属する文京支部ではもう半分以上がオンラインでやっていますね。これからオンライン登記申請の普及・推進を頑張ろうかなと思いました。

本会にいろいろなお願いや、将来の土地家屋調査士がこうありたいだとか、いろいろありますが、私は境界管理業務システムといったものを本会でも検討していただければと思います。土地家屋調査士の業務としては、境界確認や分筆、合筆、地積更正等で終了しますが、そこから継続的な業務として、土地の境界管理の依頼があれば土地家屋調査士の業務として行えることを明示してほしいです。例えば、弁護士や税理士の顧問業のような形で、個人又は企業と継続的に、たくさんの利益は取れないでしょうが、継続的な安定収入が確保できます。年に1、2回境界標に変化がないか写真を撮って報告するなど、そういうような境界管理業務を構築して業として行うことが出来ればいいなと考えています。私は今の土地家屋調査士法の範囲内でも、十分にそれが出来ると思っています。実際にもし可能だとすると、土地家屋調査士個人や土地家屋調査士法人がそれぞれ行うのも可能ですし、あるいは連携して行ってもいい。ただ管理職に関する契約上、その期間が5～10年になってしまうので、年輩の方には厳しいでしょう。だからこそ、土地家屋調査法人と土地家屋調査士個人で提携して行うというように、工夫して出来ないかなと思います。もうひとつ新たなものは、工場財団の業務への参入というものがあります。この工場財団の登記というのは司法書士さんが行う権利登記なのですが、土地家屋調査士の組成物件の調査が最も重要なのです。ところが既存の登記された工場財団の目録や図面を見ると、依頼人から出されたものをそのまま目録に載せているだけなのです。工場財団の図面も、依頼人から提出された簡単な図面をそのまま添付しているので、その中身の多くは信用性に欠ける部分が多くあります。私共にも色々と相談があるのですが、工場財団の仕事が来た場合には、図面に「作成者　土地家屋調査士」と入れてあります。今までどこも拒否されたことがありません。工場財団の図面を作成するにあたって、私共はそこで会議をすることにより、組成物が全て確定するわけです。当然、工場財団の図面を作る以上、現地で組成物件を得るなり、そういったものを確認してやりますので、金融機関からは非常に信頼性を持たれています。こんな活動の推進もぜひ本会で参考にしていただきたいなと思います。

色々と申し上げましたが、土地家屋調査士は、今まで遠慮しすぎていたのではないかなと思います。行う業務の範囲は広いですし、私にはわからない部分を得意分野にして活動している先生方はたくさんいると思いますので、そういったところがどんどん伝わるようになってくれば、新しい人が入ってくるのではないのかなと思います。私も夢を持ってチャレンジしていきたいと思います。

小野　皆さんからのご意見が集まり、大体の方向性が見えてきた気がします。

また、この座談会を通して皆さんの熱い思いを受け止め、本会での今後の広報の参考にしていきたいと思います。

本日は拙い進行にも関わらず、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。これにて座談会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

＜以上をもちまして、この座談会は終了となります。＞

～おまけのフリートーク～

座談会終了後、東京スカイツリーの登記を担当した大瀧会員への質問が飛び交うこととなりました。

遠山　大瀧先生に、スカイツリーの登記作業での苦労話がありましたら、ぜひお聴きしたいのですが。

大瀧　スカイツリーについては、秋号の会報に記事として掲載される予定です（※注：本座談会開催後に発刊された平成24年第591（秋）号に掲載）が、簡単なご報告を。

東京法務局と、東京会の國吉会長と役員の方々、日調連の竹内会長も含め、現地調査に同行していただきました。もちろん墨田の登記官にも同行いただきまして、合計で20名くらいの方々からアドバイスをいただきました。皆さんご承知かと思いますが、スカイツリーは18階建てなんです。隣の東塔（イーストタワー）が31階建てなので、一般の方は「東塔が31階建てなのに、どうしてスカイツリーは18階建てなの?」と聞くんですよ。実は、スカイツリーは、構造上、棟が３つに分かれているのです。ただ、各棟によって所有者が違っており、東武鉄道株式会社と、その子会社である東武タワースカイツリー株式会社、どちらも同系列会社なのですが、墨田出張所からは「なんで区分所有者が違うの」と苦言がありましたが…。私が困ったのは、集中して調査が出来ないということですね。土曜・日曜になると、一般の方々がカメラを持って周りを囲んで写真を撮りに来るんです。ですから、スカイツリーで働いている5,000人くらいの工事人としても、行動の全てをカメラで撮られてすぐネットで流されてしまうという怖さを持っていまして、食事や休憩のときは地下にいました。地下では5,000人の人たちが行ったり来たりするので、埃もものすごく立ちますが、ケガにも気をつけないといけない。それと、工事現場に入るには、新人研修という、最低限のルールを覚えるための講習を受けないといけないのですが、その受講証明印としてヘルメットにワッペンを付けて現場に入ったことも、苦労の１つです。とにかく工事人さんが一番心配しているのは、周りの人たちの視線とケガでした。「こちらで調査できるのは土日ですかね?工事はほとんどやっていないようですけど…」と聞くと、工事担当者からは「日曜日はやめてほしい。土曜日でも、作業をやっている場所はある」と言われることがあり、なかなか調査が進まず苦心しました。

それと、注目すべきはスカイツリーの真ん中の場所でして、階数の問題だけでなく、放送塔のブースが入るのか入らないのか、人貨滞留性があるかないのかなどの問題もあって、外に出なくてはならなかったのですが、高所恐怖症の私はちょっと…。

一同　（笑）

小野　調査の段階から登記官の実地調査をしている、という状況だったと（笑）

遠山　そういう体験ができるというのも、調査士の魅力のひとつですね。私も長年やってきて、いろんなところに自分の登記したものが出てくると「あぁ、あの時苦労したなぁ」という想いが色々と出てきますね。

小野　これからもきっと、こういった物件は出てくるのではないでしょうか。貴重な資料ですね。

大瀧　高所恐怖症と言いつつも興味があったので、天辺の634mまでは行きたかったんです。630mくらいまでは内側に階段があるんですが、残り４mは外に出ているんです。だからとても怖い。632～634mの下は６畳敷くらいの真っ平な部分になっていますが、現場の人から「10月になったら登るのは止めたほうがいい」と言われまして。理由を聞くと、放送の時に出る電磁波が長時間当たるのは良くないからという話でした。だから、現場の人には「登りたいのなら言ってくれ。僕は付き合わないけど。」と言われました（笑）

それと、どうしても下を見てしまうので、降りるのがさらに怖いらしいですね。630mまでは壁があって守られていますが、問題はその先の、外に出ている平たい所ですよね。

小野　それは怖いですね。ところで、スカイツリーはアンテナ部分を含めて18階でしょうか?

大瀧　アンテナ部分は含みません。それと、スカイツリーが３棟に分かれているということも、工事の段階からちゃんと写真を撮って、構造上分かれているんだと説明できるようにしましたね。

連載企画　土地家屋調査士のかけはし

北国の土地家屋調査士

旭川土地家屋調査士会　梅野　新

はじめに

東京会の皆様はじめまして。旭川土地家屋調査士会　梅野新と申します。投稿のご依頼を受け、このたび寄稿させていただく事、大変光栄に思っております。

さて、北海道は皆さまが思っている以上に大きく、札幌会、旭川会、釧路会、函館会と、調査士会が４つに分かれております。私自身も北海道全部を周りきれるわけもなく、39年生きてきても未だに行ったことのない場所が多くございます。

そこで、まずは、北海道や私の町の紹介からさせていただこうと思います。

地元の話

旭川土地家屋調査士会は現在63名と少なく、北海道の北部一帯をカバーしております。面積は広いのですが、人高密度は東京に比べものにならないくらい低いのです。

そのため、土地の坪単価も安く、住宅地の分筆測量をしてもせいぜい20～25万円程度にしかなりません。

言い忘れておりましたが、私の暮らす街は名寄市（なよろし）です。アイヌ語の「ナヨロフト」（川の合流地点、渓口の意味があるようです）が語源とされています。ちなみに、北海道の地名のほとんどがアイヌ語からきているため現在、当て字で表記されていますが、読めない漢字の地名が多く存在するのはそのためです。

旭川から北へ75km程行った所にある、人口約３万人程度の小さなこの街で開業させていただいております。名寄市から稚内までの約120kmの間には、市はございません。この説明をすれば、いかに私の地元が田舎なのか想像がつくかと思います。

また、夏は＋30℃、冬は－30℃と一年を通して60℃も気温差があるところです。

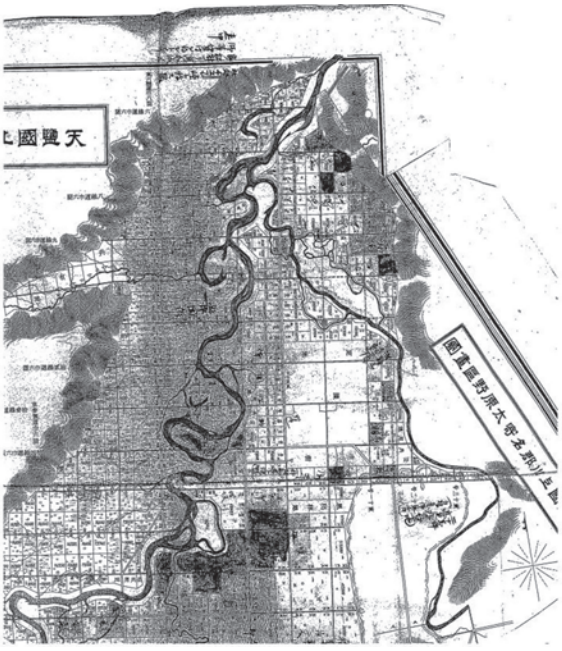

開拓時の名寄の地図

まさに今この寄稿を書かせていただいているのは、冬真只中です。もちろん雪も積もります。２月現在の積雪量は２ｍちょっとあるでしょうか。そのため、12月に入るころには、私のように一人で仕事をしている者にとっては、測量はまず不可能な場所となります。これは、１年の半分近くを冬眠しているようなものです。北海道の土地家屋調査士の多くは、私と同じサイクルで仕事をしている方が多いのではないでしょうか。

5月のゴールデンウィークを過ぎた頃からようやく雪も少なくなり、測量ができるような時期となるのです。

2月現在の当事務所前の道路。
道路幅は20mあるのですが現在は5mほどです。

冬眠で思い出しましたが、皆さん、北海道には熊が出るというイメージをお持ちでしょうか?私は39年間北海道で暮らしておりますが、熊は動物園でしか見たことがございません。

確かに、農作物の被害は毎年あるようですが、山の現場に行くときは鈴やラジオを鳴らしながら入るため、熊とは出会ったことがありません。熊も人間が恐いようで、人間がいることを知らせてあげれば寄ってこないようです。出会っていたら、今頃この記事を書かせていただくこともなかったでしょう。

北海道は独特?

北海道の歴史は浅く、名寄も開拓後約130年程しか経っていないため、法務局備え付けの地図も市街地に関しては大きく誤差がでない場合が多く、測量=復元測量といったほうが当てはまるのかもしれません。ほとんどの土地は図面上で確定されている場合が多いため、境界標を埋設しようと50cmほど掘ったら古い境界標が出てきた、なんてこともたまにあります。北海道の測量は東京地区の確定方法とは違うと良く耳にするのですが、北海道での測量の方法としては、街区一帯を測量し、周囲の既設境界標を実測した後、街区を画地調整し、一筆を確定する。14条地図整備事業の小規模版のような作業を毎回行うと説明した方が分かりやすいでしょうか。地図、地積測量図は既に法務局に備え付けられているため地積測量図に合うように画地調整します。やはり実測結果とは整合性が取れない場合もありますので、そんなときは地積更正登記となります。

おわりに

他愛もないことばかり書いてしまいましたが、少しは北海道のことを理解していただけましたでしょうか?乱文のため読みにくいところもあったかとは思いますが、以上をもちまして、東京土地家屋調査士会会報への寄稿文とさせていただきます。

連載企画　各会におけるADRに関する取り組み

静岡会境界紛争解決センターが目指す「空間」

静岡県土地家屋調査士会 静岡境界紛争解決センター センター長 宮澤正規

ADR研修などにおいて「相談員・調停員としての調査士は図面（書類）をすぐに見ようとするな！」と言われますが、かなり的を射た言葉だと思います。調査士に限らず、紛争当事者も、事実や現状に頼る傾向に少なからずあるように思いますし、法律に頼ろうとするのも、その延長線上にあると考えています。更にそれらの上に自己の思いこみを投影するので、ますます問題の本質から遠のいていってしまう結果になる場合が多く見受けられます。紛争に限らず、問題が起きると、人は、一般に数字や図面（書類）または法律に頼ろうとします。そして、自分の都合の良い解釈を試みるのです。

「ハーバード流交渉術」という書籍の中で「解決への糸口は事実の中から見つけだされるのではなく自分の心（頭）の中にある。」といった主旨のことが書かれています。筆界特定制度や境界鑑定は非常に高度な事実の探求であることには間違いないのですが、問題解決のためのひとつの方法であるといった点を念頭に置くことが大切だと思います。したがって、相談あるいは調停の場面において、紛争当事者は自分自身の心の中を見つめることが非常に大切なのです。

ところが私たち人間は、他人を見ることは出来ますが、自分自身を見ることが出来ません。同様に自分の心を見つめるといったことが大の苦手です。苦手というより、出来ないと言った方がより正確なのかも知れません。

「一番分かっているようで一番分からぬこの自分」（相田みつお）

センターの相談員・調停員は、そういった意味では、当事者の心を映し出す鏡の役目を担うことになるのだと思っています。「傾聴」とは、まさにこの役目の本質を表している言葉だと思います。

さて、今日、場所（箱物）としての調査士会ADRセンターは全国に整備されたと考えることができます。しかし、それは場所としてのハード面の整備ができたということに過ぎません。非日常的な自由で保護された時間と空間を紛争当事者に提供すると言ったソフト面は、これからスタートしていくと言うのが現状であると思います。

それは、入江秀晃氏（九州大学准教授）が士業ADRについて「宿泊客が来ると驚くホテル」と述べているように、相当に厳しい現状であると思います。つまり、「そもそもホテルとは何か、また、ホテルとはどのような時間と空間をお客様に提供する場なのか考えることなく開業してしまったホテルという建物（箱物）、そのことと調査士会ADRの実状は近いのではないか」と、入江氏は指摘しているのだと思います。

また、自主交渉援助型調停を行う空間は非日常的で限定されたものであり、通常はなかなかイメージできないことと思います。臨床心理学者の小野けい子氏（放送大学教授）によれば、「茶事」※を考えることで日本人的に理解できるのではないかと、時代背景は江戸時代を想定して次のように述べておられます。

「茶事はまず待合いで荷物や刀などを置き露地を通って外待合いへ歩んでいきます。さらにつくばいで手をまさしくつくばって洗い清め、にじりぐちから茶室に入ります。江戸時代、身分制度が厳然と存在した時代にもかかわらず身分や階級も無い密室としての茶室。そこでは清談が交わされそこで交わされた話は決して外部に漏れることが無いと言うことを保証され保護された非日常的な自由で限定された空間だと言えると思います。（引用:臨床心理面接特論４講）」

以上のことから、ADRセンターの内部（相談室・調停室）で話されたことに対する秘密の厳守と外部からの干渉の排除が、紛争当事者へ何を提供すべきかを考えるにあたって大変重要な要素となると思います。

静岡会境界紛争解決センターは、「傾聴」と「茶室のような空間」の提供を実践しながら、自主交渉援助型調停の理念をもって紛争当事者を支援していきたいと考えています。

※茶事…正式な茶会のこと。

連載企画　新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

第１話　逮捕から勾留まで

（＊このお話はフィクションです。）

弁護士（東京弁護士会）　氏家宏海

1　当番弁護の始まり

平成25年５月17日金曜日午後１時７分、あかり法律事務所の電話が鳴った。「三崎先生でしょうか。当番弁護[i]のお願いです・・・」。そこで三崎は、間髪入れずに「はい、罪名は何でしょうか。また、年齢は。」と、てきぱきと情報を聴きだした。氏名は葉原豊、20歳、男性、日本人、強盗致傷罪で５月17日午前11時37分に逮捕、勾留場所は足立警察署。概要を聞いた三崎は、すぐに足立警察署に電話をして葉原さんの在署[ii]を確認し、当番弁護セット[iii]をカバンに入れ、足立警察署に出発した。

足立警察署への道中、スマートフォンで六法のアプリを使って、強盗致傷罪[iv]を確認する。致傷なら無期又は６年以上の懲役、裁判員裁判対象事件[v]だなぁ。いや、そもそも冤罪かもしれない。まずは、本人の話を聞くところからだ。そう思い直し、三崎はスマートフォンを鞄にしまった。

2　初回接見

足立警察署につき、留置施設の面会室で葉原さんと接見した。

「はじめまして。私は弁護士の三崎です。当番弁護士としてきました。ここで話したことは誰かに言うことはありませんから安心して話してください。今日は、どうしましたか。」。三崎は初めて話を聞くときには、最初から、強盗をしたんですか?などと聞かないようにしている。冤罪の可能性もあり、本人の率直な話を聞きたいからだ。弁護人[vi]は、決して犯罪を行ったことを前提に接見に臨んではいけないのだ。

「実は、スーパーで買い物をして店を出たら、警備員につかまりました。鞄を開けたら栄養ドリンクが出てきたのです。自分は、それを買おうと思っていたのですが、鞄にいれて、そのまま忘れて店を出てしまったんです。本当にうっかりしていました。」

「どうして鞄に入れたのですか?」

「栄養ドリンクを手にとった後、インスタントラーメンとキャベツを手に取ったら、栄養ドリンクが持てなくなったので、いったん鞄に栄養ドリンクを入れました。でも、レジでお金を払うつもりだったんです。それで、警備員にそう話したのですが、信じてもらえず、振り払おうとしたら大騒ぎになってしまって、警察が来たのです。」

「あなたの罪名は、強盗致傷なのですが、誰か怪我をしたのですか。」

「そうみたいです。振り払おうとしたとき、私の手が警備員さんの顔に当たったと言われました。そして、口の中を切ったのだと言っていましたが、これで、強盗なのですか。」

一般に強盗罪[vii]は、ナイフや銃などで人を脅したり、殴ったりして、人から財産を奪う行為を指すが、人の物を盗んだ後、逃げようとする際に暴力を振るった場合なども事後強盗罪[viii]と呼ばれ、強盗罪の一種なのである。

「弁護士さん、罪を認めたほうが、早く出られると言いますよね。認めたほうがいいんでしょうか。」

「今回の事件では、被害が大きくないので、被害者らと示談が成立すれば、処罰されずに釈放される可能性もあります。でも、本当にしていないのであれば、認めない方がよいと思います。店内には防犯カメラがありますし、店内の万引きGメンが様子を見ていたはずです。」

「僕は、月曜日から学校があるのですが・・・それまでに出られるでしょうか。」

聞いてみると、葉原さんは、大学生１年生だという。三崎は、事件を否認し、勾留された場合、20日間勾留されるケースが多いことを説明した[ix]。葉原さんは、20日と聞いて、ショックを受けた様子でいたが、やがて顔をあげて、口を開いた。

「弁護士さん、もし、店内にカメラがあっても、私の手がふさがっている映像はないと思います。本当は、うまく行けばお金は払わないつもりだったんです。すみません・・・。」

葉原さんは、二浪して大学に入ったものの、年下の同級生となじめず、大学をやめようか悩んでいたところ、スーパーでふと魔が差し、やってしまったとのことであった。

三崎は、すぐに今後の方針を伝えた。とにかく示談である。勾留されないように警察官と裁判官に申入れをする必要もある。葉原さんには示談の際に被害者に渡すため、謝罪文を作成してもらうことにした[x]。三崎は、葉原さんから実家の連絡先を聞いた上、警察署を後にした。

3　接見後の活動

三崎が、葉原さんの家族に連絡をしたところ、すぐに母親はあかり法律事務所に来た。三崎は、示談金として10万円を預かり、また身元保証書[xi]を作成した。その後、三崎は、スーパーに連絡をして、警備員と会う約束と取り付けた。さらに、三崎は、検察官に電話で勾留請求をしないよう申入れをしたが、検察官は、葉原さんが事件当時犯行を否認していたことや暴れて逃げようとしたことなどから釈放は考えられないと回答した。三崎は、裁判官に対しても、勾留決定をしないよう申入れをしたが、結局、5月19日に葉原さんは勾留されることになった。葉原さんはまだ学生、十分反省はしてもらいたいが、ここで長期間勾留されて、人生を台無しにして欲しくない。勾留するよりも社会でチャンスを与えることこそ更正にとって重要なのだ。なんとか早期に釈放させてあげたい。

翌日、三崎は、再び、足立警察署で接見をし、葉原さんから謝罪文を預かると、スーパーに向かった。次の目標は示談を成功させることである。そして、葉原さんの釈放[xii]と不起訴を求めるのである。

以上

---

i　当番弁護とは、誰でも逮捕後1回無料で弁護士のアドバイスを受けることができる制度。当番弁護を担当する弁護士は、登録制で、担当日には待機をしている。

ii　逮捕された被疑者は、警察署の留置施設に拘束される。なお、警視庁の留置施設に拘束されることもある。

iii　弁護士バッジ、名刺、六法、弁護人選任届、国選弁護人の選任に関する要望書、日弁連委託法律援助利用申込書など

iv　刑法240条前段

v　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2項1項、死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪に係る事件等が裁判員裁判になる刑事事件とされている。

vi　被疑者、被告人を弁護するために選任された弁護士を、弁護人と呼ぶ。

vii　刑法236条

viii　刑法238条

ix　勾留期間は10日間だが、さらに「やむを得ない事由がある」と裁判官が認めるときは10日間の延長が認められており（刑事訴訟法208条）、この「やむを得ない事由」は「捜査未了」「取調べ未了」などを理由に認められるため、結局20日間勾留されることが多い。

x　便箋は購入するが、ボールペンは留置施設内で貸してもらえる。通常のボールペンは先がとがっているため使えず、けが防止のため特別なペン先の短くされたボールペンが使われている。

xi　同居の両親や夫、妻などの身近な人間が、被疑者の監督をする旨の上申書。

xii　起訴後は、保釈という制度が認められているが（刑事訴訟法88条1項）、起訴前はないので、任意の釈放を求めるか、勾留裁判を取り消すことにより釈放されるように求めることになる（準抗告の申立という。）。

会員のひろば　支部だより

宮城会と南三陸を訪問しました！

足立支部会報協力員　川島俊一

少し古い話になりますが、東京土地家屋調査士会足立支部では昨年の11月９・10日に、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会足立支所と合同の研修旅行として、東日本大震災から１年８カ月を経過した宮城県を総勢19人で訪問しました。この研修にあたっては、一昨年南三陸町でのボランティア活動に参加した役員を中心としたメンバーで、６月末から宮城県土地家屋調査士会、南三陸町観光協会等と連絡を取り、定期的に打合せを行って目的と行程等を決めました。

研修旅行初日午後、宮城県土地家屋調査士会を訪問した際には、後日12月15日に東北３会で共催される予定の震災報告会を控えて業務繁多の中にも関わらず、講演のため京都会へ出張されていた鈴木修会長のご配慮で、千葉三郎副会長をはじめ５人の役員の方に出迎えていただきました。

宮城会の中村一彦、高橋一秀両理事を講師として研修が始まり、中村理事からは、ご自身の見た被害状況をお聞きしました。その中で、水道の復旧には約２週間を要し、その間はもちろん風呂に入れず、トイレにも非常に苦労するという生活が続き、改めて水の大切さを感じたとのお話がありました。その後、４月に入ってからは少し落ち着きを取り戻し、近隣の町に被害状況の調査に向かったものの、沿岸から３キロも離れた川上にまで流されていた家を発見したこと、峠を越えると家も店も何も無くなっており、かろうじて高台に残されていた建物を見て呆然としたことなどの体験談をお聞きし、「物質的な被害も大きいが、精神的な被害も大きい」という言葉が強く印象に残りました。

宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務部長でも

いらっしゃる高橋理事からは、被災地における土地家屋調査士の業務についてご講義いただきました。宮城県土地家屋調査士会では、法務局の委託で震災による基準点への影響を検証するための現地調査を行っているとのことで、その調査方法・結果概要についてご説明いただきました。東日本大震災では、宮城県の牡鹿半島で530cm、仙台市内でも最大330cmの移動が確認され、その移動量も一定ではなくばらつきがあること、これに対する補正パラメータによる変換データの有用性と問題点について教えていただきました。また、倒壊・流失等した建物については、職権での滅失登記手続きがなされているとのことでしたが、その現地調査を委託され、100名以上の土地家屋調査士で50,000棟以上の調査作業を行ったとのことであり、その調査方法や調査報告書の作成手順についてご説明いただきました。

翌日の朝は、「南三陸さんさん商店街」という仮設の商店街へ趣き、語り部ガイドの阿部博之さんからお話を伺いました。阿部さんは消防団の副分団長として地震直後から住民の避難誘導や救助作業の最前線で活動され、その時の経験について、スライドや写真を使って話されておりましたが、沿岸部の志津川地区の震災前後の映像が映ったときには、ごく少数の建物以外全てが流されてしまったのを見て、津波の脅威を痛感しました。

講話の後は、阿部さんが我々のバスに乗ってガイドをしながら町内を回りました。最初に、高台にある総合体育館ベイサイドアリーナに行きましたが、現在も大型テントのボランティアセンターがあり、震災直後には支援物資の保管所や遺体安置所として使われた象徴的な建物でした。その後、戸倉、歌津という甚大な被害を受けた地区を回って志津川に戻り、最後まで避難を呼びかけた職員がいた防災対策庁舎では、保存をめぐって種々の意見があることを考慮して、我々だけでバスを降りて多くのお供え物の前で手をあわせました。

町内を巡ってみて、がれきは集積地に移されているもの

の、建物の基礎のみが点々と残る風景もまた、鮮明に記憶に残りました。そして、阿部さんが語り部ガイドをしている理由だとおっしゃっていた「三陸地方は昔から津波の被害を受けてきたのに、それを語り継いでこなかったことが悔やまれたため」という言葉が心に残る体験でした。

宮城県土地家屋調査士会では、土地家屋調査士としての経験をもとにした貴重なお話を伺い、南三陸町、石巻市という被災地を巡ってきた２日間は、まさに「百聞は一見に如かず」の言葉がぴたりとあてはまるものでした。この経験を、今後の調査士業務のみならず日常生活の中で十分に活かしていきたいと思います。

会員のひろば　支部だより

土地家屋調「整」士

大田支部会報協力員　杉本敏行

私も昨年で60歳に。26歳で土地家屋調査士の資格を取り、27歳で東京土地家屋調査士会に登録し現在に至っています。もともとはなんとなしにこの仕事を始めたのが、もう30年チョイも続けてしまいました。今さらですが、他にもっといい仕事はなかったのかな～って思います！

若い時は、先輩の方々から、「土地家屋調査士は調査・測量！調査が８割で測量が２割。」と、いかに調査が大事かということを言われましたが、今では「調整」作業が大きな割合を占めているのが現実です。

測量に関して言えば、関係図面との寸法・位置の調整が主です。ほんのわずかな違いを、現場の状況を思い浮かべながら、測定誤差内でいいか悩み、「エイッ　ヤー！」と気合を入れて処理して行く。官民確定では役所の指示もあり、悩みながら根を詰めて作業をし続けているうちに、ミリメートル以下の数字に何の意味があるのか…などと疑問に思いはじめることもあるが、そこでふと我に返って調整作業に戻る。これが結構たいへん！なぜなら、そう簡単には１㎜がずれることはないのです！

そして、それよりもっと大変なのが、関係者との調整です。本当にいろんな人がいます。難しい人もいる。馴染めない人もいる。とても素晴らしい人もいれば、正直あまりお近付きにはなりたくないかなと思う人もいる。　いくら現場を一生懸命に測量し、調査内容を検討し、調整しても、最終的には関係者の方々の協力がなければ、何にもなりません。つまり、仕事が終わらないのです。

隣接地に挨拶に行き、インターホンを押しても、なかなか出てきてもらえない。ようやく出てきてもらえたと思えば「うちには関係ないから勝手にやって」と言われてしまったら！

どうやったら協力してもらえるか、どのようにしたらわかってもらえるか。ここで一番大事なのは、絶対に相手を怒らせてはダメ！ということです。怒らせたら、もうオシマイ！ここは頭を下げ下げして頑張って調整する。

そうして何とか確認書に印鑑をもらい、これも土地家屋調査士の仕事かなーって思いながら、ほんのちょっとの満足感！

六郷小学校校長先生と生徒さんたち。　集合！

こうして土・日も関係なく働いて、寝ている間は夢も仕事のことばかりです。妻には寝言を聞かれ「24時間仕事してるね」

と、同情なのか、イヤミを言われているのか分からないまま、今日もまた事務所へ向かうのです。

こうなると、このストレスをどこかで発散せねばと、夜は仲間と居酒屋etc…夜中まで飲んでは、次の日は二日酔いとなり、午前中は、たまに死んでいます。仕事ではあれだけ調整できているのに、なぜか酒の量だけは調整できず、またカミさんに呆れられる毎日なのです。

さて、話はガラッと変わりますが、こんな土地家屋調査士を少しでもアピールしようと、我が大田支部では制度広報活動に取り組んでおります。そこで、昨年の 8 月には、大田区の六郷小学校の校長先生から大田支部長に、算数（たぶん相似形かな）の勉強の参考にと、多摩川にかかる六郷橋の長さを平板測量で測るという課外授業の依頼を受けました。当支部の何人かの会員も参加協力しましたが、当日は非常に暑く、また、参加した 5 ～ 6 人の生徒さんは夏休みの真っ最中とあって、あまり盛り上がらず、少し残念でした。参加してくれた六郷小学校生の皆さん、申し訳ない！

最近は実際に使われることのないアリダードを使用しての視準作業は、目の悪くなった私たちでは難しく、なかなか目標を捕らえることができず、むしろ生徒さんたちのほうが簡単にできていました。こうして生徒さん一人ひとりに測ってもらい、最終的にはトータルステーションで計った長さと平板スケール読みとを比較してもらい、授業は終了！

とにかく暑かった！

暑い中、頑張りました！

会員のひろば　支部だより

「土地家屋調査士」を知ってもらいましょう。

八王子支部会報協力員　黒田憲二

２年ほど前になります。八王子支部の役員改選に際し、現支部長より、広報担当の副支部長のお話をいただきました。その一番の仕事（奉仕）は、この「支部だより」の執筆とのこと。

こうしていざ執筆の時期が来たわけですが、さて、何にしようか?と想いをめぐらせ…、やはり制度広報（土地家屋調査士の名を世に広めよう）にしようとパソコンに向かっております。

八王子支部での制度広報には

１．八王子いちょう祭りへの参加。

２．無料相談

などがあります。

いちょう祭りの記事は、過去にあったような気がしますので、今回は２の無料相談をご紹介いたします。

八王子支部の無料相談会には、次の３つがあります。簡単な状況とあわせて報告いたします。

① ４月１日「表示登記の日」と、10月１日「法の日」に、市役所１階ロビーにて午前と午後に開設。支部役員が中心になって対応します。「広報はちおうじ」にも掲載され、数名の相談者が来場。

② 毎月第２火曜日の午後に、支部会員が司法書士会担当者とともに最大５件の相談に対応。ここでは、司法書士業務に関しての相談が半数以上。

③ 年１回、八王子駅南口総合事務所にて８業種９団体の相談員が集まり10時～16時まで開催される総合市民相談会。本年で３度目の開催。

私は、上記③の総合市民相談会では、１月12日に担当者として参加しました。そのときの来場者数は59名、相談件数は58件でした。この相談会では、それぞれの業種を縦横に相談することができ、例えば、相続についてのケースでは、所有権移転については司法書士に、分筆は土地家屋調査士、そして税金は税理士に、など、ワンストップ相談という便利な市民サービスであり、なによりも土地家屋調査士を知っていただく良い機会になりました。（八王子市役所に拍手！）

相談件数は、多い順から、弁護士20、税理士10、司法書士10、行政書士７、土地家屋調査士５、宅地建物取引業３、社会保険労務士２、不動産鑑定士１となりました。

その相談内容は、境界問題や登記手続きに関することはもちろんのこと、依頼者から受託者への注文（不安が生じクレーム及び不満に発展）も、残念ながらありました。これも現実です。

私たち土地家屋調査士は、土地所有者等の特定の方々の期待に応え業務を行っています。過日のコミュニケーション研修でも学びましたが、専門職だからでしょうか、我を押し通してしまっていることが、私も含め皆さんにも少なからずあるのではないでしょうか?（必要な場面もありますが）。人と接するときには目線を合わせ、相手の立場になって行動に移すことができれば、必ず「良かった」と感じてもらえるはずです。それが自然に出来れば「土地家屋調査士っていいね！」につながります。そんなことを、開業18年にして改めて感じました。

そしてちょうどこんな言葉に出逢いました。

「仕事は上機嫌でやれ。」

この言葉が良いですね。仕える（奉仕する）事によろこびを感じながら…。

２年前に請けた役目、これで完了します。ありがとうございました。

会員のひろば

会報編集委員の読書感想＆オススメ図書

平成24年春号より、本会会報編集委員が毎号１冊ずつ、おすすめの書籍を紹介するコーナーを新設しました。

その内容は業務用の書籍に限らず、小説からマンガまで、ありとあらゆる分野の中から、委員が「ぜひ皆さんにお薦めしたい！」と思ったものを紹介していきます。読書量に関わらず、ぜひ皆さまのご参考になればと思います。

＊なお、本コーナーで紹介する書籍は、斡旋を目的としたものではございません。また、お買い上げの手続きや購入後に発生した問題等については、本会では一切その責を負いませんので、ご了承ください。

書籍紹介者：会報編集委員会 委員　好村郁子

この本の著者であり、株式会社武蔵野の社長である小山昇氏は、独自の経営革命によって飛躍的な業績向上を実現し、経営者・管理職を中心に注目を集めています。

私達人間の多くは変化を拒みます。しかし、常に改善、改革を進めなければ、この厳しい時代の中では、容易に淘汰されてしまうでしょう。小山氏は、社員から反対されても、とにかく改革の手を止めません。状況が明らかに悪くなったとき「改革が必要だ」と言えば、みんな納得してくれるでしょう。しかし、それでは手遅れなのです。

本書には、株式会社武蔵野における日々の朝礼で、社長の小山氏と社員が様々な「経営用語」を議論し、その中で社員ひとりひとりが今一番心に響いたことに関して解説が掲載されています。さらに、用語は五十音順になっており、これは小山氏独自の経営用語解説書とも言えます。

また、本書の用語解説におけるもう１つの素晴らしさは、一般論としての解釈ではなく、同社の経営理念に基づいたオリジナルの解釈となっているところにあります。

私達が日々ビジネス活動を行う中で忘れかけていたこと、どんな課題に直面しても状況が良い時から始めなければならないことなど、必ず共感できる言葉が散りばめられているはずです。有名なビジネス書を何十冊と読むよりも、ずっと価値のある内容ではないでしょうか。

書籍名：仕事ができる人の心得
著者：小山昇
出版：阪急コミュニケーションズ

＊書籍画像は、増補改訂版のものです。

会のうごき

新春交礼会

会報編集委員会 副委員長　石野貢男

去る１月22日(火)に、東京ドームホテル地下１階「天空A」にて、東京土地家屋調査士会(東京会)、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会(東京公嘱協会)、東京土地家屋調査士政治連盟(東調政連)の三会共催による新春交礼会が催されました。

東京会國吉会長による代表者挨拶の後、来賓の東京法務局石田局長や日本土地家屋調査士会連合会竹内会長、その他友好団体より祝辞をいただきました。

また、私たち土地家屋調査士を応援してくださる衆参国会議員の先生方や、都議会各党議員の先生方にも多数ご臨席いただき、ご挨拶がありました。

その後、東調政連市川会長の乾杯で歓談が始まり、新年の抱負を語り合いながら和やかに時間が過ぎました。

最後に、東京公嘱協会小田島理事長の音頭で万歳三唱が行われ、先の見えない不況のなかではありますが、今後も土地家屋調査士業務が発展していくことを願いたいと思います。

東京会　國吉会長

日本土地家屋調査士会連合会　竹内会長

東京法務局　石田局長

会のうごき

新入会員登録証交付式

平成24年12月21日(金)午後2時00分から、土地家屋調査士会館3階会議室にて、新入会員登録証交付式が開催された。
交付式に出席した新入会員から、今後の抱負や土地家屋調査士としての志などをひとこと述べてもらった。

新宿支部／登録番号：7741　関　正　充

●確実に迅速に業務を行っていきたいと思います。

渋谷支部／登録番号：7754　夏　野　典　子

●資格(国)に守られ、ボランティア精神を持ちつつ、報酬を得られる土地家屋調査士業を(司法書士業兼務)終活として選び、再登録しました。劣等業者ですので、会の足を引張らないよう努めます。

田無支部／登録番号：7756　井　上　智　義

●仕事には常に全力でぶつかり、悔いの残らない業務を心がけ、土地家屋調査士の発展に寄与したいと思います。

立川支部／登録番号：7758　木　元　恵　一

●お客様のお力になれるように、かつ信頼されるような調査士になりたいと思います。
また迅速で正確な仕事をしていきたいです。

武蔵野支部／登録番号：7760　髙　橋　哲　夫

●土地家屋調査士の業務は、測量・調査はもちろんの事、役所との打合せ、境界立会、書類作成等多岐にわたると思います。常に向上心を持ち、よく考え、誠実に業務を行っていきたいと思います。

千代田・中央支部／登録番号：7761　新　實　紀　文

●愛知会で10年近く土地家屋調査士業務を行って来ましたが、今度、東京会の方へ移転させていただきました。身も心も新機一転がんばりますので、宜しくお願い致します。

品川支部／登録番号：7762　森　隆

●昭和52年まで一度調査士を行っており、二度目の登録になります。調査士業務の環境が大きく変化しており、早く順応できるようにがんばりたいです。

会のうごき

入退会者情報

入　会　者

（支部名の下は入会年月日）

ウエノトモヤ 上野友也	登録番号 7764	豊島支部 2012／12／20	〒170-0003　豊島区駒込1-5-9　インナービル401 TEL 03-5940-2400　FAX 03-5940-2401
オオサワ　カズヒト 大澤和仁	登録番号 7765	墨田支部 2012／12／20	〒130-0013　墨田区錦糸2-4-6　ALビル412号 TEL 03-5637-9967　FAX 03-5637-9968
キタムラ　マ　リ 北村真理	登録番号 7766	町田支部 2013／1／10	〒194-0021　町田市中町1-22-4 TEL 042-726-8080　FAX 042-723-8707
タキザワ　タカシ 瀧澤崇	登録番号 7767	文京支部 2013／1／10	〒113-0033　文京区本郷6-21-4-705号 TEL 03-3816-2301　FAX 03-3816-2308
ヨコヤマ　タカヒサ 横山貴永	登録番号 7768	足立支部 2013／1／10	〒120-0044　足立区千住緑町3-3-24 TEL 03-3881-0863　FAX 03-3881-0863
ソウマ　ヤスヒト 相馬康人	登録番号 7769	千代田･中央支部 2013／1／21	〒102-0094　千代田区紀尾井町3-32　紀尾井町WITH 2階 TEL 03-3515-0080　FAX 03-3515-0088
イシイ　オサム 石井修	登録番号 7770	台東支部 2013／2／1	〒111-0053　台東区浅草橋5-2-3　鈴和ビル9階 TEL 03-3861-1091　FAX 03-3864-9798
エノキバヤシ　トシヒロ 榎林年洋	登録番号 7771	江戸川支部 2013／2／12	〒133-0057　江戸川区西小岩1-26-3 TEL 03-3671-4411　FAX 03-3671-3390
モリタニ　ユキタカ 森谷幸隆	登録番号 7772	杉並支部 2013／3／1	〒167-0042　杉並区西荻北2-1-11　地下1階 TEL 03-6913-8839　FAX 03-6913-7838
ナガオカ　アツシ 長岡睦	登録番号 7773	千代田･中央支部 2013／3／11	〒101-0032　千代田区岩本町1-1-7 TEL 03-6833-0123　FAX 03-5687-7235
キウチ　サトル 木内聡	登録番号 7774	中野支部 2013／3／21	〒164-0011　中野区中央4-7-18　新中野山本ビル302 TEL 03-6382-7618　FAX 03-6382-7619
トチカオクチョウサシホウジンヒキチジムショ 土地家屋調査士法人引地事務所	登録番号 03-0001-01 -0032	練馬支部 2012／12／14	〒178-0063　練馬区東大泉1-26-12 TEL 03-6904-5007　FAX 03-6904-5336

退　会　者

本井泰夫	江東支部	登録番号	5037	退会年月日 2012／11／19	逝去
斉藤茂雄	板橋支部	登録番号	762	退会年月日 2012／12／12	逝去
鈴木良和	港支部	登録番号	2558	退会年月日 2012／12／14	業務廃止
木村忠之	文京支部	登録番号	7588	退会年月日 2012／12／20	業務廃止
黒澤利久	葛飾支部	登録番号	5083	退会年月日 2012／12／21	退会
伊庭俊雄	立川支部	登録番号	4941	退会年月日 2012／12／21	業務廃止
鎌田誠	新宿支部	登録番号	7483	退会年月日 2012／12／27	業務廃止
木村敦之	新宿支部	登録番号	7712	退会年月日 2013／1／18	業務廃止
野口直志	大田支部	登録番号	7385	退会年月日 2013／2／1	会変更（神奈川）
熊坂基	町田支部	登録番号	5880	退会年月日 2013／2／8	業務廃止
神山文男	荒川支部	登録番号	589	退会年月日 2013／2／8	退会
富塚雅啓	新宿支部	登録番号	7672	退会年月日 2013／2／8	退会
山本博士	練馬支部	登録番号	6134	退会年月日 2013／2／12	業務廃止
鈴木義一	江東支部	登録番号	3642	退会年月日 2013／2／25	業務廃止
柳井英隆	八王子支部	登録番号	7727	退会年月日 2013／2／28	業務廃止
矢島一則	杉並支部	登録番号	4664	退会年月日 2013／2／28	業務廃止
佐野征夫	西多摩支部	登録番号	5798	退会年月日 2013／3／18	退会
川下博	墨田支部	登録番号	967	退会年月日 2013／3／19	業務廃止
渡辺一雄	調布支部	登録番号	1752	退会年月日 2013／3／20	逝去
内田正美	杉並支部	登録番号	7743	退会年月日 2013／3／27	退会
山下幸弘	世田谷支部	登録番号	6986	退会年月日 2013／3／29	退会

会のうごき

会館建設に係わる借入金の完済について（ご報告とお礼）

会員各位におかれては、長年に亘り会館建設等を目的とした証紙制度にご協力をいただいておりましたこと、厚く御礼申し上げます。

証紙制度は、会館建設用地の取得及び会館の建設並びに東京会福利・共済制度の充実を目的に、平成６年５月25日開催の第56回定時総会において証紙規則を制定（平成７年４月１日施行）するとともに、証紙特別会計を創設したことをもって発足したことは、ご承知のとおりであります。(平成18年９月30日付けをもって共済制度を廃止したことに伴い、目的を会館建設に一本化)

その後、会員各位の絶大なるお力添えのお陰をもちまして、平成10年２月に千代田区三崎町に会館建設用地を取得、更に平成11年１月には隣接土地を追加取得し、平成20年３月には東京会会員の永年の夢であった「土地家屋調査士会館」の建設を成し遂げることができました。

この会館の建設及び用地の取得にあたり、金融機関から借入を行いました建設資金につきましても、去年10月26日付けをもって無事その全額の返済を完了し、同年12月18日根抵当の抹消登記を完了することができました。

これも偏に会員の皆様方のお力添えのお陰であるものと、ここに厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともこの貴重な財産を適切に管理・運用をして参りますことを申し添え、ご報告と御礼とさせて頂きます。

平成25年１月17日
東京土地家屋調査士会
会長　國　吉　正　和

各部からのお知らせ

<予 告>

東京土地家屋調査士会

第75回定時総会開催のお知らせ

日　時：　平成25年５月30日（木）午前10時～

会　場：　上野東天紅「平成ホール」　台東区池之端１－４－33上野不忍池畔

※なお、当日、事務局は閉鎖致しますので、ご注意ください。

各部からのお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会共済会「団体定期保険」の廃止について

〔総務部〕

平 成 25 年 3 月 12 日

会　員　各　位

東京土地家屋調査士会　総務部

日本土地家屋調査士会連合会共済会「団体定期保険」の廃止について（お知らせ）

標記のことにつきまして、去る３月１日付け書面をもって、日本土地家屋調査士会連合会長及び日本土地家屋調査士会連合会共済会長より、別紙（日調連発第325号）のとおりの通知がありました。

同保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会規則第３条第１号に掲げる事業であることから、本会においても、これまで加入を推奨してまいりましたが、平成25年１月１日現在の加入率が10.2％となり、加入率が10％に満たない場合、関係省庁の認可要件を逸脱し、契約更新（継続）ができないことから、平成25年２月14日・15日の両日に亘り開催された日本土地家屋調査士会連合会平成24年度第５回理事会において、当該団体定期保険を廃止する旨の決議を行ったとのことであります。

この廃止に当たっては、同規則第15条第１項の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会の総会での決議が必要となりますので、本年６月に開催される定時総会での承認をもって廃止の手続が進められることとなりますが、事前の通知がありましたので、予めお知らせさせていただきます。

日調連発第325号
平成25年3月1日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

団体定期保険の廃止について（お知らせ）

当連合会が行う福利厚生及び共済に関する事業につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当連合会では、共済会事業の一環として長年にわたり、割安な掛け金で大きな保障が得られる団体定期保険への加入を推奨してまいりました。しかしながら、近年の経済情勢の低迷等により、同保険への加入率（加入資格者数に対する加入者数の割合）は毎年減少し、平成24年1月1日現在の加入率が10.6%と低いものであったため、同年3月19日付け日調連発第438号及び同年9月6日付け同第155号をもって、各土地家屋調査士会に現状を報告し、同保険への加入促進のお願いをしてきたところであります。さらに、加入率が10%に満たない土地家屋調査士会につきましては、具体的な数字を提示するとともに、引受保険会社の担当者が訪問し、一層の加入促進を図り、他方では、第69回定時総会等やEメールマンスリーにおいても、同保険への加入の推奨について訴えてまいりました。

そうした活動を通じ、加入率が上昇することを期待しておりましたが、平成25年1月1日現在の加入率は逆に下降し、残念ながら10.2%という結果でありました。

同保険は、加入率が10%に満たない場合、関係省庁の認可要件を逸脱することとなり、契約更新（継続）ができないとされているものです。そこで、同保険の脱退者数が加入者数を上回り、減少傾向に歯止めが掛からない事情にあることから、平成26年1月からの同保険の契約は困難であるとの見地に至り、平成24年度第5回理事会（平成25年2月14日、15日）において、団体定期保険を廃止するとの決議をいたしました。

同保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会規則第3条第1号に掲げる事業であり、廃止に当たっては、同規則第15条第1項に規定されるとおり当連合会の総会での決議が必要となりますので、本年6月に開催される定時総会での承認をもって廃止の手続を進めることとなります。廃止が承認された場合は、現在の契約が満了する平成25年12月31日をもって同保険は終了することとなり、被保険者に対しては、同総会終了後、速やかに、今後の手続の案内を行う予定でおりますので、ご理解いただきますようお願いします。

また、同保険への中途加入を希望される方には、上記について十分な説明を行っていただき、その上で加入を希望される場合は、加入手続を行っていただきますよう重ねてお願いします。

各部からのお知らせ

会費の自動振替口座の残高確認について（お願い）

〔財務部〕

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費につきましては、会則別紙の４の定めに基づき、１年間を４期に分け、各期分を前納することとされております。

つきましては、平成24年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いなどがありませんよう、いま一度、預金口座の残高をご確認くださいますよう、お願い致します。

【平成25年度　会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成25年４月30日（火）	平成25年度第１期分	平成25年４月～６月
平成25年７月29日（月）	平成25年度第２期分	平成25年７月～９月
平成25年10月28日（月）	平成25年度第３期分	平成25年10月～12月
平成26年１月27日（月）	平成25年度第４期分	平成26年１月～３月

※　残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくことになります。
（振込手数料については、各自のご負担となります。）

なお、未だ会費の自動振替をご利用いただいていない会員各位におかれては、速やかに手続を執られますよう、お願い致します。

手続方法につきましては、本会事務局までお問い合わせ下さい。

各部からのお知らせ

土地家屋調査士CPDの公開について

〔研修部〕

平成25年2月22日

会員各位

東京土地家屋調査士会
研修部

土地家屋調査士CPDの公開について（お知らせ）

平素は会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、土地家屋調査士CPDの公開につきましては、平成24年11月9日付け東調研発第60号をもって、会員各位へ公開情報の概要等をお知らせし、本年1月30日より、会員限定にテスト公開を行っておりましたが、このたび当該情報の公開システムが完成したことから、本会ホームページにおいて、一般公開を開始することと致しましたので、お知らせ致します。

なお、会員各位の、当該情報を公開することに係わる意思の変更（不同意を同意に、また、同意を不同意に変更）及び公開情報に関する照会等につきましては、以下の方法により、本会事務局において随時受付を行っておりますので、併せて申し添えます。

【土地家屋調査士CPDの公開に係わる意思表示及び掲載情報等に関する照会方法】

1．土地家屋調査士CPDに関する情報の公開を希望しなかったが、公開を希望する場合

別紙第1号様式に、必要事項を記入の上、郵送又はFAX（03－3295－4770）により、本会事務局までご送付ください。

2．土地家屋調査士CPDに関する情報の公開を希望しない場合

別紙第2号様式に、必要事項を記入の上、郵送又はFAX（03－3295－4770）により、本会事務局までご送付ください。

3．土地家屋調査士CPDに関する情報の照会を行う場合

別紙第3号様式に、必要事項を記入の上、Eメール（info@tokyo-chousashi.or.jp）又はFAX（03－3295－4770）により、本会事務局までご送付ください。

別紙第1号様式

平成　　年　　月　　日

東京土地家屋調査士会会長　殿

登録番号：東京第　　号

所属支部名：　　支部

氏　　名：　　職印

土地家屋調査士CPDの公開に関する同意書

私は、土地家屋調査士CPDに関する情報の公開を希望しませんでしたが、このたび同情報の公開を希望します。

別紙第2号様式

平成　　年　　月　　日

東京土地家屋調査士会会長　殿

登録番号：東京第　　号

所属支部名：　　支部

氏　　名：　　職印

土地家屋調査士CPDの公開に関する不同意書

私は、土地家屋調査士CPDに関する情報の公開を希望しません。

別紙第3号様式

土地家屋調査士CPD公開情報に関する照会

【照会日：平成　　年　　月　　日】

支部名	支部
氏名	
登録番号	東京第（　　）号
Eメールアドレス	

【照会内容】

各部からのお知らせ

「資格者のための筆界特定申請書の作成手引(筆界特定申請のガイドライン)」の一部訂正について(お知らせ)

〔事業部〕

会　員　各　位

東京土地家屋調査士会
事　　業　　部

「資格者のための筆界特定申請書の作成手引（筆界特定申請のガイドライン）」の一部訂正について（お知らせ）

平素は、会務運営にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年11月に本会にて発刊いたしました「資格者のための筆界特定申請書の作成手引（筆界特定申請のガイドライン）」について、一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該修正頁をご送付させていただきますので、お差し替えいただけますよう、お願いいたします。

【訂正箇所】

訂正１：　16頁　「委任状」の「第２　委任事項」の１の記載から一部文言を削除する。

（訂正前）

第２　委任事項

１　第１記載の対象土地に係る筆界特定申請手続きに関する一切の権限（申請の取下の権限を含む。）

（訂正後）

第２　委任事項

１　第１記載の対象土地に係る筆界特定申請手続きに関する一切の権限

訂正２：　17頁　上記訂正１に関する注記解説を追加するとともに、既存の注記番号を一部変更する。

（訂正前）

＊27　代理人が保管金の提出及び残金の還付金の受領並びに復代理人選任に関する権限を付与されているときは、その旨を記載する。

（訂正後）

＊27　申請意思の撤回として、申請を取り下げる場合において、代理人から筆界特定申請の取下を申し出るときは、申請を取り下げる旨の情報を記載した書面（取下書）に、取下げの手続きに係る委任状を添付する必要がある（申請時に添付した委任状を流用することはできない。）。

＊28　代理人が保管金の提出及び残金の還付金の受領並びに復代理人選任に関する権限を付与されているときは、その旨を記載する。

【訂正の理由】

対象土地に係る筆界特定申請手続きに関する一切の権限について、「申請の取下の権限を含む」という記載は、申請意思の撤回による取下げにも本項が有効であるかのような誤解を与えるものと認められるため、削除することが相当とした。

【参考先例等】

＊先例（昭和二十九年九月三十日登第二〇八号熊本地方法務局長照会、同年十二月二十五日民事甲第二六三七号民事局長回答並びに各法務局長及び地方法務局長あて通達）

＜照会＞

二、申請代理人による取下は、委任状を添付する必要があるか。

三、前項が若し必要とする場合も、当該申請書添付の登記申請に関する委任状を流用すれば足り、取下につき特別の受任は必要ないと考えるがどうか。

＜回答＞

第二項、第三項　申請の取下が欠缺補正のためのものである場合には、特別の受任を要せず、したがって委任状を添付させる必要はないが、その他の場合においては、特別の受任を必要とするから委任状を添付させるのが相当であり、この場合登記申請の委任状を流用することはできない。

＊鹿児島地方法務局管内登記官吏会同決議（十五）に対する民事局長指示（昭和三十三年十二月十五日付総第一〇六一〇号鹿児島地方法務局長報告、同三十四年五月四日付民事三第七二号民事局長認可）

十五（三）　登記の申請の委任状が「登記申請及び登記申請取下の委任状」であったならば取下に流用して差し支えないか。

決議（三）　流用して差し支えない。

以　上

※差し替え用資料別紙につきましては、誌面の都合により省略しております。
本会ホームページ「会員のひろば」にて掲載しておりますのでそちらをご参考下さい。

各部からのお知らせ

東京土地家屋調査士会会報「とうきょう」表紙画像の募集

〔事業部〕

本会では、平成25年の会報「とうきょう」新春号より、会報の表紙画像を皆さまより広く募集することとなりました。
つきましては、下記要領により募集することとなりましたので、皆さまの積極的なご応募、心よりお待ちしております。
なお、応募にあたっては、下記要領をご確認の上、お手続きください。

主　　催：東京土地家屋調査士会
審 査 員：東京土地家屋調査士会　会報編集委員会
テ ー マ：躍動
種　　類：イラスト（表現方法（彩色、画材など）は自由）、写真
サ イ ズ：＜イラスト＞
①A４サイズ
②デジタルデータによる場合は、データをCD−ROM等のメディアに保存して送付してください（解像度は300dpi以上とし、それ以下は不可とします。）。
なお、本会にて表紙用にサイズ加工いたしますので、トンボ処理は不要です。
＜写真の場合＞
①四つ切又は六つ切
②デジタルカメラによる場合は、データをCD−ROM等のメディアに保存して送付してください（解像度は300dpi以上とし、それ以下は不可とします。）。
そ の 他：①カラー・白黒　どちらでも可
②デジタルデータのイラストの場合、次の点にご注意ください。
・未発表（他の公募に応募中の作品も不可）のオリジナル作品であること。
・データ形式がIllustratorの場合
保存データのバージョンはCS４以下
アウトライン処理を行ったデータとする。
印刷見本（PDFデータ又は紙に出力したもの）を同封すること。
・データ形式がPhotoshopの場合
保存データのバージョンはCS４以下
全レイヤーを統合させたデータとする。
印刷見本（PDFデータ又は紙に出力したもの）を同封すること。
③１人２点まで
応募方法：郵送のみ
会員氏名（応募者が家族の場合は、家族の氏名も併記すること。）、事務所住所、テーマ（100字以内）、撮影場所を明記すること。
使 用 権：提出された作品はすべて原則として東京土地家屋調査士会に帰属します。
作品の返却は一切行いません。
応募資格：東京土地家屋調査士会会員又は会員家族
そ の 他：会報表紙に採用された場合、本会より寸志をお渡しいたします。
締 切 日：締切日厳守といたします。
~~第１回締切日　平成24年12月７日（金）必着~~　※終了
~~第２回締切日　平成25年３月８日（金）必着~~　※終了
第３回締切日　平成25年６月７日（金）必着
送 付 先：〒101－0061　東京都千代田区三崎町１－２－10　土地家屋調査士会館１階
東京土地家屋調査士会　事業部あて

その他通知等

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法について

※平成24年第589(夏)号にて掲載したお知らせとなります。

日 調 連 発 第 49 号
平 成 24 年 6 月 6 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法について（通知）

本年７月９日に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）に伴う、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」（日調連会則施行規則第17条第４項に定める附録第12号様式）の一部改正につきましては、本年３月26日付け日調連発第448号をもって連絡したところですが、この度、様式変更及び移行方法についての関係省庁との協議が整いましたので、新様式（改正部分赤字）を添付のうえ、通知します（別添１）。

また、上記の改正に伴う移行方法は下記のとおりの取扱いとしますので、併せて、通知します。

なお、連合会における新様式（体裁：Ａ４判、30組複写）による職務上請求書の頒布につきましては、別添２の注文書（価格参照）により注文を受け付けますが、納品は受注から概ね３週間程度を要する予定です（平成24年７月６日までに納品をご希望の場合は、同年６月13日までにご注文をお願いいたします。）。

また、連合会頒布によらないで土地家屋調査士会において職務上請求書を印刷されている場合には、様式変更実施日に合わせ、速やかに対応されますようお願いします。

（職務上請求書綴り表紙裏面の注意事項、購入申込書、誓約書についての変更はありません。）

記

1　平成24年７月９日から、新様式による職務上請求書の使用ができるとすること。(各土地家屋調査士会において土地家屋調査士会員へ、平成24年７月９日より前に、新様式の職務上請求書を頒布することは差し支えありませんが、使用開始日については徹底するよう指導をお願いします。)

2　平成25年７月８日までの間は、新旧様式による職務上請求書を併用できるとすること。(平成24年７月９日から、１年間を移行期間とする。)

3　平成25年７月８日までの間は、旧様式による職務上請求書を使用して外国人住民に係る交付請求をする場合は、生年月日は西暦を用いること、基礎証明事項以外の記載を求めるときは利用目的等を、より詳細に記載又は別紙を添付する方法をとることとすること。

4　平成25年７月９日以降は、新様式のみにより交付請求をすること。

※　平成25年７月９日以降は、旧様式の職務上請求書は、使用できなくなりますので、貴会会員への周知を徹底いただきますようお願いします。また、同会員が、同日以降、旧様式の職務上請求書を保有している場合は、裁断等により再生不可能な状態にして廃棄し、所定の手続（土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）第６条第１項及び同条第２項参照）をとるよう指導方お願いします。

附録第12号

○○－６Ａ－○○○○○○

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長　殿　　平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍　謄本・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	通
(1) 本籍・住所		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) 氏　名 生年月日　明治・大正・昭和・平成　西暦　年　月　日	範囲
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　□3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	○○県土地家屋調査士会所属 職印 土地家屋調査士 電話番号　（　　）　－ 登録番号 第　号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第　号	
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印	

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局　電話(○○○)○○○－○○○ ］

（注）(1)　(2) 欄…　戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄…　戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。

(4) 欄…　住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう（外国人住民にあっては、同法第７条４号、第１０号から第１２号及び第１４号、国籍・地域、第３０条の４５の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう）。外国人住民について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。

(5) 欄…　土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕

その他通知等

実地調査結果に基づく不動産登記規則第93条調査報告情報の補正について

平成25年2月28日

会員各位

東京土地家屋調査士会
研修部

実地調査結果に基づく不動産登記規則第93条調査報告情報の補正について（お知らせ）

平素は会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東京法務局より標記のことについて、首席登記官名をもって、各支局・出張所長宛に別紙のとおりの文書を発出した旨の情報提供がありましたので、ご参考までにお知らせ致します。

事務連絡
平成25年2月27日

支局長　殿
出張所長　殿

首席登記官（不動産登記担当）

実地調査結果に基づく不動産登記規則第93条調査報告情報の補正について

標記について、本年2月18日開催の「東京法務局・東京土地家屋調査士会事務打合せ会」において、会員からの情報提供として東京土地家屋調査士会から、登記官の実地調査実施後に、不動産登記規則第93条調査報告情報の内容に補正指示がなされた事案の報告がありました。

このことについては、不動産登記法第29条に基づく登記官の調査が実質的審査権の行使であることから、この調査の結果、調査報告情報どの相違若しくは調査報告情報の欠落があったとしても、当該調査報告情報の訂正若しくは同報告情報への追加記載をさせる必要がなく、登記官の判断として、実地調査書に調査報告情報との相違若しくは調査報告情報の欠落の内容を記載することで足りるとするのが相当であるので、この旨貴下職員に周知されるよう配意願います。

その他通知等

東京特別区の都税事務所が保存する固定資産課税台帳（土地・家屋）の廃棄について

平成25年3月15日

会員各位

東京土地家屋調査士会
研修部

東京特別区の都税事務所が保存する固定資産課税台帳（土地・家屋）の廃棄について（お知らせ）

平素は会務運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東京法務局より、別紙のとおり、東京都特別区の都税事務所が保存する平成2年度以前の固定資産課税台帳（土地・家屋）を廃棄することとなったとの連絡が、東京都主税局より寄せられた旨の連絡ありました。

つきましては、会員各位におかれては、別紙内容に十分ご留意の上、調査業務等に当たられますよう、お知らせ致します。

事　務　連　絡
平成25年3月14日

東京土地家屋調査士会会長　殿

東京法務局民事行政部首席登記官
（不動産登記担当）

東京特別区の都税事務所が保存する固定資産課税台帳（土地・家屋）の廃棄について

平素は、登記行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、今般、標記について、東京都主税局資産税部固定資産税課から、所定の保存期間を満了した固定資産課税台帳を、下記のとおり廃棄する旨の連絡がありました。

これに伴い、平成2年度以前の同課税台帳に登載されていた土地、建物に関する過去の履歴事項等については、都税事務所に照会することができなくなりますので、参考にお知らせいたします。

また、この旨を貴会会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1　廃棄する台帳

東京特別区に所在する資産に係る次の台帳のうち、平成2年度以前のもの

(1)　土地課税台帳（土地補充課税台帳を含む。）

(2)　家居課税台帳（家屋補充課税台帳を含む。）

※　「補充課税台帳J：登記されていない土地、家屋に係る台帳

2　廃棄する時期

平成24年度末

なお、既に順次廃棄作業を行っており3月中旬頃には全ての都税事務所において、躍棄を完了する予定とされている。

その他通知等

不動産登記規則の一部改正について

平成25年3月25日

会員各位

東京土地家屋調査士会
研修部

不動産登記規則の一部改正について（お知らせ）

不動産登記規則が、別紙（本月21日付官報第6009号）のとおり一部改正されましたので、お知らせ致します。

○法務省令第三号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

法務大臣谷垣禎一

不動産登記規則等の一部を改正する省令（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「裳百面に記載した」を「書面につき」に、「訂正又は削除をした文字の前後に括弧」を「その旨及、ひその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号」に、「訂正、加入若しくは削除をした文字の字数を欄外に記載し、その欄外の字数を記載した部分への押印又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分への押印を」を「当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

編集後記

会報編集委員会 委員長　小野　均

会報の編集に携わらせていただいたのは今から２年前の夏号からでしたので、今回の春号で丸２年となり、会報編集委員としての任期は満了になります。

１年目は東日本大震災に関する特別企画、２年目は「将来の土地家屋調査士像を模索する」をテーマに座談会を企画しました。また、研修会等の現地レポートも積極的に行い、会員の皆さんへの情報提供を行ってまいりましたが、少しでも興味を持って読んでいただけておりましたら幸いです。

さて、本号から、氏家弁護士執筆の連載「新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記」第１話が始まりました。テレビ番組では弁護士主演のドラマが見受けられますが、現在活躍中の弁護士さんが、事件をどう捉え、被告にどう向き合っているか等、皆さんも興味津々というところでしょう。

ところで、東京土地家屋調査士会の会報は、昭和35年に創刊してから今回の春号で593号を数えます。この貴重な資料でもある、先輩方が残してくれた会報については、電子データ化して保存し、当会ホームページで閲覧できるよう、現在準備しているところです。どうぞお楽しみに。

「土地家屋調査士会」会員でない者が表示に関する登記申請手続きを「業務」として行うことは法律で禁じられています

土地家屋調査士は
不動産調査報告書を
申請書に添付して申請します。

杭を残して悔いを残さず
東京土地家屋調査士会

エコゾウ&トッチ ©SUGAR

太古のアジアでは「大地は象や亀に支えられている」と考えられていました。それ程までに頼りにされ、愛されてきた象は「土地への安心・安定」を象徴しています。

〒101-0061　東京都千代田区三崎町１丁目２番１０号　土地家屋調査士会館
URL http://www.tokyo-chousashi.or.jp　TEL 03-3295-0587　FAX 03-3295-4770

常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成23年７月15日現在

支部名	実　施　日	時　　間	場　　所
千代田・中央	毎月第３木曜日	13：00～15：00	千代田区役所　２階区民相談室
	毎月第４木曜日	13：00～16：00	中央区役所　１階区民相談室
港	毎月第３木曜日	13：00～16：00	東京法務局港出張所　２階ロビー
台　東	毎月第２火曜日	13：00～16：00	台東区役所１階区民相談室
	毎月第４火曜日		
江　東	毎月第２水曜日 ２・８月のみ第一水曜日	13：00～15：00	江東区役所　本庁舎２階ロビー常設相談コーナー
足　立	毎月第２水曜日	13：00～16：00	足立区役所　中央館２階　区民の声相談課
江戸川	毎月第１土曜日	13：00～16：00	グリーンパレス　江戸川区民センター３階相談室
	毎月第３土曜日		
葛　飾	毎月第３木曜日	13：00～16：00	葛飾区役所　２階区民相談室
新　宿	毎月第２火曜日	13：00～16：00	新宿区役所　第一分庁舎２階相談室
中　野	毎月第２火曜日	13：00～16：00	中野区役所　１階広聴課相談室
	毎月第３水曜日	９：30～16：00	中野区役所　１階ロビー（８月は除く）
練　馬	毎月第１木曜日	13：00～16：00	練馬区役所　区民相談所（予約制）
	毎月第３木曜日		
大　田	偶数月第１水曜日	９：00～16：00	大田区役所　１階ロビー
渋　谷	2･5･8･11月中に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館５階
目　黒	毎月第３月曜日	13：00～16：00	目黒区総合庁舎　１階
豊　島	毎月第３水曜日	10：00～12：00	豊島区民センター　２階第３相談室
北	毎月第１木曜日	13：00～16：00	北区役所　３階区民相談室
荒　川	毎月第３木曜日	13：00～16：00	荒川区役所　区民相談室
八王子	毎月第２火曜日	13：00～15：30	八王子市役所　本庁舎１階市民相談室
町　田	毎月第１木曜日	13：00～16：00	町田市役所　市民相談所（予約制）
	毎月第３木曜日		
府　中	毎月第１水曜日	13：00～16：00	小金井市役所　市民相談室
調　布	毎月第３金曜日	13：00～16：00	調布市役所　２階ロビー
	毎月第４木曜日		狛江市役所　市民相談室
武蔵野	毎月第３月曜日	13：00～15：00	三鷹市役所　２階市民相談室
田　無	毎月第３木曜日	13：30～16：30	西東京市役所　保谷庁舎市民相談室
	毎月第２火曜日	13：00～16：00	小平市役所　市民相談室
	毎月第２木曜日	13：30～16：30	西東京市役所　田無庁舎市民相談室
	毎月第１水曜日	13：00～16：00	東久留米市役所　市民相談室
	毎月第１水曜日	９：30～11：30	清瀬市生涯学習センター
	毎月第２火曜日	13：00～15：00	東村山市役所　市民相談室
立　川	毎月第２水曜日	13：00～16：00	武蔵村山市役所（３日前までに要予約）
西多摩	毎月第１木曜日	13：30～16：30	福生市役所　市民相談室
	毎月第３金曜日		青梅市役所　３階市民相談室
	毎月第３金曜日		あきる野市役所（秋川庁舎内）　市民相談室
多　摩	10月頃	詳細については、日野市役所市民相談までお問合せ下さい。	

用紙類購入申込書（宅配用）

FAX送信先：03－3295－4770

※	／	※担当	

東京土地家屋調査士会　会長　殿

事務所所在地：

電話番号：（　　）　　－

登録番号：東京　第　　号

氏　　名：　　（職印）

（平成　　年　　月　　日申し込み）

No.	品名	仕様（枚）	金額（円）	数量	合計（円）
709	地積測量図（洋紙）	50	900		
711	土地所在図	50	900		
712	地役権図面	50	1,200		
713	建物併用図（洋紙）	50	900		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600		
716	工事完了引渡証明書	50	250		
717	建物滅失証明書	50	250		
718	承諾書（権利の消滅）	100	600		
723	受託票	50	300		
724	筆界確認書	50	250		
725	立会証明書	50	350		
726	立会通知ハガキ	50	450		
731	委任状	50	250		
733	事件簿	50	600		
736	請求・領収書（旧様式）	50	700		
736	請求・領収書（復興特別所得税対応）	50	700		
741	地形図	50	650		
742	土地境界図 和紙（A2）無地	25	2,500		
743	〃（A1）無地	10	1,500		
788	〃（A2）無地厚口	10	2,000		
787	〃（A1）無地厚口	10	2,500		
785	土地境界図 上質紙（A2）無地	25	650		
786	〃（A1）無地	10	550		

No.	品名	仕様（枚）	金額（円）	数量	合計（円）
777	登記識別情報用封筒	50	5,000		
778	目隠しシール	100	1,000		
779	重要書類ポリ袋	100	5,000		
171	図面用白紙穴有	100	1,630		
173	〃穴無	100	1,050		
763	表紙　登記済証（A4色上質）	50	900		
761	表紙　枠のみ（A4色上質）	50	900		
155	ワープロ用和紙　A3　平安	100	1,590		
157	ワープロ用和紙　A3　OA和紙WP1600(厚)	100	1,680		
189	ワープロ用和紙　B4　天山	100	1,000		
178	ワープロ用和紙　B4　平安	100	1,050		
179	ワープロ用和紙　B4　OA和紙WP1200(厚)	100	1,230		
154	ワープロ用和紙　A4　平安	100	840		
159	ワープロ用和紙　A4　OA和紙WP1000(厚)	100	1,050		
274	OA和紙WPI（アイ）	100	1,460		
275	登記完了証	50	700		
276	偽造防止用紙（A3）	50	900		

小計	円
梱包料・送料等	※　円
請求金額	※　円

※印の欄は記入しないで下さい。

●配達日指定の場合だけご記入下さい。（宅配のみ）

配達指定日：　　月　　日（　　）午前・午後

●発送方法

☐ 宅配　☐ 郵便　☐ 来店（清申印刷）

※ 要　東京会宛事前FAX

●お支払いについて

宅配業者による代金引換払いとなります。

トータルステーションのバッテリー
リサイクル できます！！

コスト削減　＆　環境保護

バッテリーの低下に伴い、現場での 作業効率が低下 していませんか!?
メーカーより供給終了したバッテリーはもちろん、今までリサイクルが不能であった商品でも、内部の二次電池（セル）交換のみで100%よみがえります。　まずは、お気軽にお問い合せ下さい。

使用済みでも賢く使えばECO活動

バッテリーリサイクル価格（例）　その他お問い合わせください

メーカー	バッテリー型番	電池形式	ボルト数	アンペア数	販売価格（税込）
トプコン	BT-32Q用	ニカド	7.2V	1.4	¥7,800
トプコン	BT-15Q用	ニカド	8.4V	1.8	¥9,800
トプコン	BT-65Q用	リチウムイオン	7.4V	5	¥14,000
ソキア	BDC46B用	リチウムイオン	7.2V	2.45	¥7,600
ソキア	BDC18A用	ニカド	6.0V	1.4	¥8,500
ニコン	BC-5用	ニカド	7.2V	1.7	¥9,500
ニコン	BC-70用	ニッケル水素	7.2V	3.8	¥10,000
ライカ	GEB121用	ニッケル水素	6.0V	3.6	¥12,000
ライカ	GEB221用	リチウムイオン	7.4V	3.8	¥12,000

引取から製品お届けまでに発生する送料は全て弊社で負担します。

※製品保証期間は3ヶ月ですが、本製品はメーカー純正品ではありません。 装着後の測量機本体の保証は致しかねます。

問合せ先　製品　東日本地区総販売元　認定事業者認定番号

YAMASHITA 山下商事株式会社
http://www.s-ys.co.jp

本社：〒151-0061　東京都渋谷区初台2－11－8
TEL 03-5350-0671　FAX 03－5350－0678

古物商許可証　東京都公安委員会　第３０３３３０９０６６６９号
神奈川県公安委員会　第４５１３７０００８８６２号

山下商事　検索

ＹＳオンラインショップ
http://www.s-ys.co.jp/shop/

広　告

月刊 登記情報 & 登記先例解説集 電子復刻版 DVD

登記・供託実務をサポートし続けてきた『月刊登記情報』を
前身の『月刊登記先例解説集』とともに一挙にデジタル化した
「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」が、
発売以来、好評を博している。
多彩な検索機能や関連情報への瞬時のジャンプが大きな特長だ。
今回は製品の概要と特長についてご説明していこう。

50年にわたり 登記・供託実務をサポート

「月刊登記情報」は、前身の「登記先例解説集」が昭和36年に第1号を発行以来、創刊50周年を迎えた。その間、担当官による法令・先例・新制度の解説、登記官・供託官による実務報告・実務解説、司法書士・土地家屋調査士による申請者側のノウハウの紹介、さらには登記・供託関連の先例・判例など、常に登記・供託実務をサポートする有益な情報を提供し読者から好評を得てきた。

創刊号から604号までを電子化し、バックナンバー絶版の問題を解決!

しかし、古いバックナンバーは絶版となっており、それらの号の内容を知りたいという要望に応えることができない状態だった。また、仮に全てのバックナンバーを所蔵していたとしても、膨大な記事から目的の記事を適切かつ迅速に検索することは非常に難しく、多大な時間を労する。ところがこの問題を見事に解決する製品が登場した。登記先例解説集の創刊号から登記情報604号までの604冊をデジタル化し、DVDに収録した「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」である。

デジタルだからこその 多彩かつ強力な検索機能

多彩な検索方法により全604冊から必要な記事を瞬時に検索することができるのは、デジタルならではの特長と言えよう。掲載記事は誌面そのままをPDFファイルにして収録しているので印刷すれば書籍のコピーそのもの。さらに、記事に引用された先例や判例が収録されている場合は、クリックだけで瞬時に表示できるため、これまで膨大な時間をかけていた調査作業は飛躍的に効率化される。まさにこれからの時代に必須の情報ツールだ。

■条件入力

■一覧表示

■詳細表示

広　告

■収録範囲

■月刊登記先例解説集	第1号（昭和36年7月発行）～第412号（平成8年3月発行）までの412冊
■月刊登記情報	第413号（平成8年4月発行）～第604号（平成24年3月発行）までの192冊

※第581号～第604号までは追補版に収録されております。

■特長

●「月刊登記先例解説集」はすべての号を、「月刊登記情報」は413号から604号までをDVDに収録。

●PDFファイルの採用により誌面そのままを参照・印刷可能。

●「論文・記事」については、号・頁、著者・肩書き、発行年による検索に加えて、論文・記事全文からの任意語検索を実現。

●「先例」については、号・頁、発出日付、発出主体、先例番号からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。

●「判例」については、号・頁、法令条文、裁判所、事件番号、裁判日付からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。

●先例約6100件に加えて、論文・記事に引用された登記関連判例約7400件を収録。

●検索CD-ROMにより、膨大な本誌データを一挙に通し検索可能。

●関係論文、引用先例、引用判例など関連情報の追跡機能を装備。

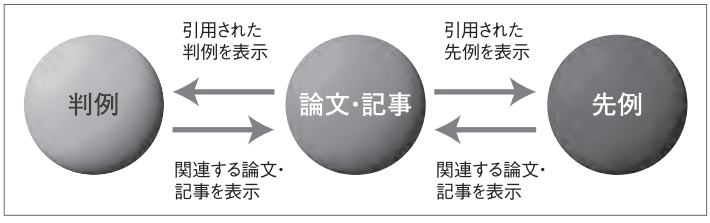

本体価格:126,000円（税込）
追補版価格:6,300円/年（税込）

登記先例解説集誌・登記情報誌の特長

■登記・供託実務にかかわる法令・先例・新制度などについて、担当官による解説を掲載し、確かな実務指針を提示。

■登記官・供託官による実務報告・実務解説を豊富に掲載し、現場での運用を紹介。

■司法書士・土地家屋調査士による解説も充実。申請者側のノウハウを紹介。

■登記・供託関連の先例を多数掲載。登記国賠訴訟、筆界確定訴訟など登記関連の判例も充実。

「月刊登記情報」1年間無料購読サービス実施中!

ただいま「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」をご購入いただくと、「月刊登記情報」を1年間無料でご購読いただけます。

「月刊登記情報」を定期購読されている方へ　無料購読に換えて特別優待割引にてご提供致します。

登記インターネット
電子復刻版DVD
同時販売中!

「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」との併用により、先例約6500件、判例約8300件が参照可能!

詳しくは、「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」のHPでご覧ください。

詳しくは… 登記情報 DVD ▼ 検索

■販売会社　株式会社 LIC Legal Information Center
〒107-0062　東京都港区南青山2-6-18　渡邊ビル
TEL 03-3401-5181　FAX 03-5412-0535
http://www.hanreihisho.com

夢を最初にデザインします
FUKUI COMPUTER

さらに洗練されたユーザビリティ。
BLUETREND XA 2012 新登場。

BLUETREND XA NEW! 2012

測量計算CADシステム［ブルートレンド エグザ］

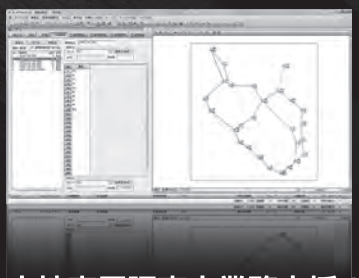
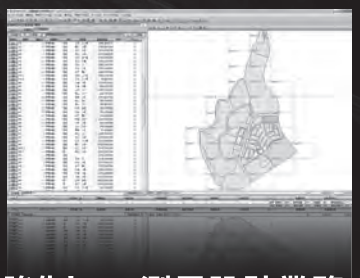
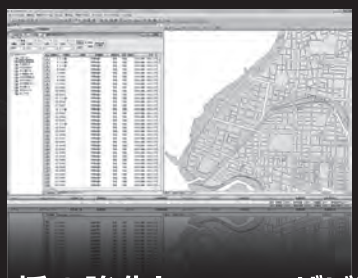
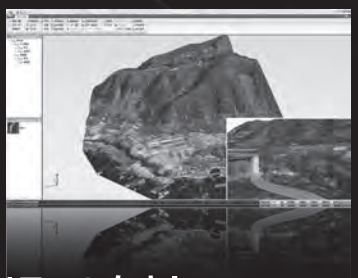

土地家屋調査士業務支援の強化!

- ●各階平面図での大規模マンション対応
- ●14条地図作成業務対応
- ●不動産調査報告書作成支援機能強化

測量設計業務支援の強化!

- ●CADの描画スピードを大幅向上
- ●準則改正に伴う各帳票類の対応
- ●地籍調査作業規程運用基準改正への対応

ユーザビリティの向上!

- ●現場管理機能の充実と、切り離し合成機能強化
- ●バックアップ機能強化で指定の状態に復帰可能
- ●見えるメモリ消費量で作業の最適化が可能

待望の「不動産調査報告書作成プログラム」を新たにラインナップ!

（オプション）

TREND REG/C 2012

土地家屋調査士事務支援システム［トレンドレジック］

手間のかかる不動産調査報告書作成作業を時短・省力化!

登記情報提供サービスからの取得情報や「BLUETREND XA」の測量情報の活用をはじめ、様々な入力補助機能を搭載しています。また、写真の編集や管理も可能となっており、調査書を効率的に作成できます。調査書はEXCEL、PDF形式にて出力が可能です。

福井コンピュータ株式会社

■東京営業所／東京都中央区日本橋本町1-5-9 共同ビル（本町1丁目）5F Tel.03-6265-1711・Fax.03-6265-1712
■本社／福井市高木中央1-2501 TEL.0776-53-9200・FAX.0776-53-9201
札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・福井・京都・大阪・阪和・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

公式ホームページにて、製品紹介の動画をご覧いただけます。

福井コンピュータ　検索

www.fukuicompu.co.jp

表示登記相談のご案内

◆ 本部定期相談

開催場所：　東京土地家屋調査士会
〒101-0061　東京都千代田区三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館
TEL：03-3295-0587

開催日時：　毎週月曜日（午前10時～11時30分、午後１時～午後３時30分）
毎週木曜日（午後１時～午後４時）

その他：　※事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。
※より多くの方にご利用いただくため、同一相談者・物件に関する相談回数は３回までとさせていただきます。

◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（http://www.tokyo-chousashi.or.jp/）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

◆ 特設相談

「表示登記の日（４月１日）」と「法の日（10月１日）」にちなみ、４月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（http://www.tokyo-chousashi.or.jp/）にて告知されますので、ご参考ください。

◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

土地：　境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記
建物：　新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記
調査・測量：　土地・建物の調査・測量
その他：　公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等

さうきょう
２０１３年　春号　Ｎｏ．５９３（２０１３年４月１５日発行）
企画・編集：　東京土地家屋調査士会会報編集委員会
発行：　東京土地家屋調査士会　会長　國吉正和
〒101-0061　東京都千代田区三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館１階
TEL：03-3295-0587 ／ FAX：03-3295-4770
URL：http://www.tokyo-chousashi.or.jp/
表紙デザイン・印刷：　新日本法規出版株式会社
＊禁無断転載

土地や家屋を支えるゾウ

相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続が分からないときは、お気軽にご相談下さい。

杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界（筆界）確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ＆トッチ

杭を残して悔いを残さず
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一相談者・物件に関するご相談回数は、3回までとさせていただきます。
※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所　東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館
TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL http://www.tokyo-chousashi.or.jp/ e-mail info@tokyo-chousashi.or.jp
東京土地家屋調査士会報「とうきょう」年4回（1・4・7・10月）15日発行　定価1部　200円　購読料　東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収